

【改訂版】

一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）

令和7年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)

【目次】

1. 一時保護施設における第三者評価について	1
2. 第三者評価の目的と評価基準(案)の考え方	1
3. 第三者評価基準(案)の構成	3
(1) 全体構成	3
(2) 各評価項目の構成	3
4. 評価のつけ方	4
(1) 評価項目の評価	4
(2) 着眼点の確認	4
5. 第三者評価の実施方法	5
(1) 評価全体の流れ	5
(2) 評価の実施体制	6
(3) 事前準備	7
① 事前打合せ	7
② 自己評価の実施	7
③ こどもアンケートの実施	7
④ 一時保護施設からの事前資料の提出	8
⑤ 評価者の事前確認	8
(4) 訪問調査	8
① 訪問調査のポイント	8
② 訪問調査のプログラム	10
③ ヒアリングにおける留意点	13
(5) 報告書の作成及び公表	15
① 報告書の作成	15
② 報告書の構成と作成上の留意点	15
③ 結果の公表	16
6. 3年毎の第三者評価を効果的に活用するために	17
(1) 自己評価	17
(2) 2回目以降の第三者評価	17

1. 一時保護施設における第三者評価について

令和6年4月に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令第 27号)(以下、「設備運営基準」という。))において、「一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」とされました。また、改正された一時保護ガイドライン(令和6年3月 30 日付こ支虐第 165 号こども家庭庁支援局長通知)(以下、「ガイドライン」という。))では「こどもの最善の利益の実現のために質の高い支援を行うためには、一時保護施設の運営等に対して自己評価及び外部評価を実施し、絶えず一時保護施設の質の向上を図ることが重要である。一時保護施設職員による自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3か年度毎に1回以上受審することが望ましい。」とされ、一時保護施設における第三者評価の実施が求められています。

2. 第三者評価の目的と評価基準(案)の考え方

■第三者評価の目的は、「良いところ」「改善が必要なところ」「どのような取組みが必要か」を確認すること

一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価は、「こどもの安全確保のみならず、こどもの権利擁護を図るための仕組み」の1つとして、「良いところ」や「改善すべきところ」を確認し、一時保護におけるこどもの生活や支援の質の確保・向上を図ることを目的として実施するものです。設備運営基準やガイドラインで示されている一時保護の在り方を実現していくために、何ができていて何が課題になっているのか、課題を改善するためにどのような取組みが必要かについて第三者評価で確認し、評価を行うプロセスや評価結果を組織として共有し、改善等の取組みにつなげていくことが第三者評価の目的です。

第三者評価は、「監査」ではありません。一時保護施設間のランク付けをするものでもありません。また、福祉サービスにおける第三者評価は、利用者がサービスの選択をする際に役立つ情報を提供することも目的の1つと位置付けられていますが、一時保護においてはその役割の特性上、同目的で実施するものではありません。

■一時保護されたこどもの最善の利益を図るためには、児童福祉司や児童心理司等の相談部門との協働を前提として考える

一時保護における支援には、こどもの状況等に最も適した環境等で、生活やケアの質が確保され、こどもの権利が擁護されていることが求められています。また、一時保護中のこどもの日々の生活におけるケアにとどまらず、一時保護解除後に向けた準備(こどもの心身の安定、親子関係の調整、家庭や施設等の受入れ体制等)も含まれます。そのため、一時保護されたこどもへの支援は、一時保護施設と児童福祉司や児童心理司等の相談部門との協働・連携が不可欠です。一時保護施設の職員だけの取組みでは、一時保護中のこどもの最善の利益を実現することはできないからです。

評価項目の中には、このような視点による確認を想定した項目を設けています。評価項目によっては、一時保護施設の職員以外が主に担当する業務もあると推察しますが、誰が業務を担当しているかにか

かわらず、こどもにとってそのような状況が保障されているか、なされているかという視点で確認します。そのため、評価の実施にあたっては一時保護施設の職員のみならず、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等の職員も含めて行うことが望ましく、担当職員が、その役割において果たすべき評価基準に満たない場合には、部門間での働きかけ等が行われることを期待しています。

■設置自治体とも評価結果を共有し、ともに改善につなげていくことが重要

一時保護施設は行政機関であり、職員配置等は主管課(設置自治体)の責任において行われます。そのため、組織や職員配置、予算などについては一時保護施設(現場)の自助努力だけでは改善できないことも多く、それらの項目が低い評価となった場合には、設置自治体や場合によっては国を含めた是正が必要となります。第三者評価において、一時保護施設だけで取り組める範囲に限定した評価をするのでは、本来改善しなければならない事項が放置され、根本的な改善につながらず、より一層現場だけに負担が集中してしまう可能性があります。

そこで、評価の結果は一時保護施設だけで抱えるものではなく、確認された課題は設置自治体の本庁部門と共有し、ともに改善に向けた取組みを進めていくべき、という前提のもと、本ガイドラインの第三者評価基準(案)には、あえて管轄する自治体の責任・権限のもとで実施されている「職員配置」等に関する項目も含めて作成しました。

前述のとおり、一時保護施設だけで解決できる課題には限界があります。しかし、「忙しい」「手が足りない」などの声をあげるだけでは設置自治体側も現状を把握・理解しきれず、予算措置の根拠がないことなどから、すぐに職員の増員等を行うことが難しいかもしれません。第三者評価により「第三者による客観的な評価の結果」として、現状の体制では十分な対応が難しいことを「改善が必要な事項」として指摘・報告されることが、設置自治体を含めた取組みのきっかけになると考えます。

第三者評価は、評価を受けるための準備や評価者からのヒアリングなどにより、時間的に大きな負担を強いることとなります。しかし、第三者評価を「現状を児童相談所内や設置自治体と共有するために可視化する」と考えれば、政策に反映し得るべきものを反映していくための仕組みとしての活用も期待できます。一時的な負担感ではなく、中長期的な視点から第三者評価の意義を考えてみてもらえると幸いです。

■第三者からの助言を得られることも第三者評価のメリットの1つ

第三者評価により、一時保護における現状や課題を評価者と共有することで、有識者や弁護士等から「どのような取組みが必要か」等について、評価者の専門性に基づく助言を得られることも、第三者による評価を受ける大きなメリットです。他自治体の一時保護施設の業務経験者や、多くの一時保護施設の第三者評価を行っている評価者がいる場合には、他の一時保護施設での実践例等を共有してもらうこともできます。一時保護施設として抱える悩みを相談し、それに対する助言を得る機会にもなります。

このような第三者評価とするためには、「誰に評価をしてもらうか」も重要となります。一時保護施設にとって、最大限活用できる第三者評価とするために、評価者にどのような条件等を求めるか、本手引きの6頁を参考に検討してください。

3. 第三者評価基準(案)の構成

(1) 全体構成

本基準(案)は、4部構成、67の評価項目で構成しています。

【図表1】 第三者評価項目の構成

	内容	評価項目数
第1部	こども本位の支援 ・一時保護施設の理念・基本方針 ・こどもの権利・こどもの意向の尊重 ・一時保護施設における権利制限 ・入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	22項目
第2部	一時保護施設の環境・運営体制 ・一時保護施設の環境 ・職員体制・職場環境 ・情報共有・関係者間連携 ・関係機関との連携	13項目
第3部	一時保護施設における支援 ・一時保護施設の運営 ・アセスメント・援助指針(援助方針) ・こども個別の特性や課題等への対応 ・一時保護施設からの退所に向けた支援	25項目
第4部	一時保護施設の管理運営 ・安全管理 ・施設運営計画	7項目

(2) 各評価項目の構成

- 各評価項目には、「着眼点」として、評価の視点やポイントを記載しています。
- 1つの評価項目には様々な要素が含まれているため、その評価項目で何を確認すればよいかの視点やポイントを着眼点として記載しており、評価項目の解説のような位置づけとなっています。
- 自己評価では、「何を確認すればよいか」がわかりやすい着眼点で実践状況を確認し、その結果を踏まえて各評価項目を評価することをお勧めします。

評価項目

【図表2】 評価項目の構成

	[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか
	1-1 理念・基本方針が職員に周知されている
	1-2 一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針となっている
着眼点	1-3 入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている
	1-4 入所するこどもの多くは権利侵害を受けており、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、そのこどもが心と身体を回復する場であるという認識のもとに運営されている
	1-5 理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある

4. 評価のつけ方

(1) 評価項目の評価

- 各評価項目は、S・A・B・Cの4段階で評価します。
- 各評価項目の「着眼点」の評価結果を踏まえて、総合的に判断します。
- 評価項目毎に着眼点の数が異なること、また着眼点の中でもリスクレベル等に違いがあることから、「総合的な判断」の基準についてはあえて設定していません。着眼点は、評価項目の視点やポイントであり、いずれか1つでもできていなければ評価がBやCになるといったものではありません。

【図表3】評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

- 多様なジェンダーアイデンティティの子どもや重大事件に係る触法少年の受入れなど、経験のない一時保護施設においては「適切に対応ができていないか」の確認ができない項目もあります。その場合は、「そのような子どもを受け入れる場合の準備ができていないか」という視点で評価します。

(2) 着眼点の確認

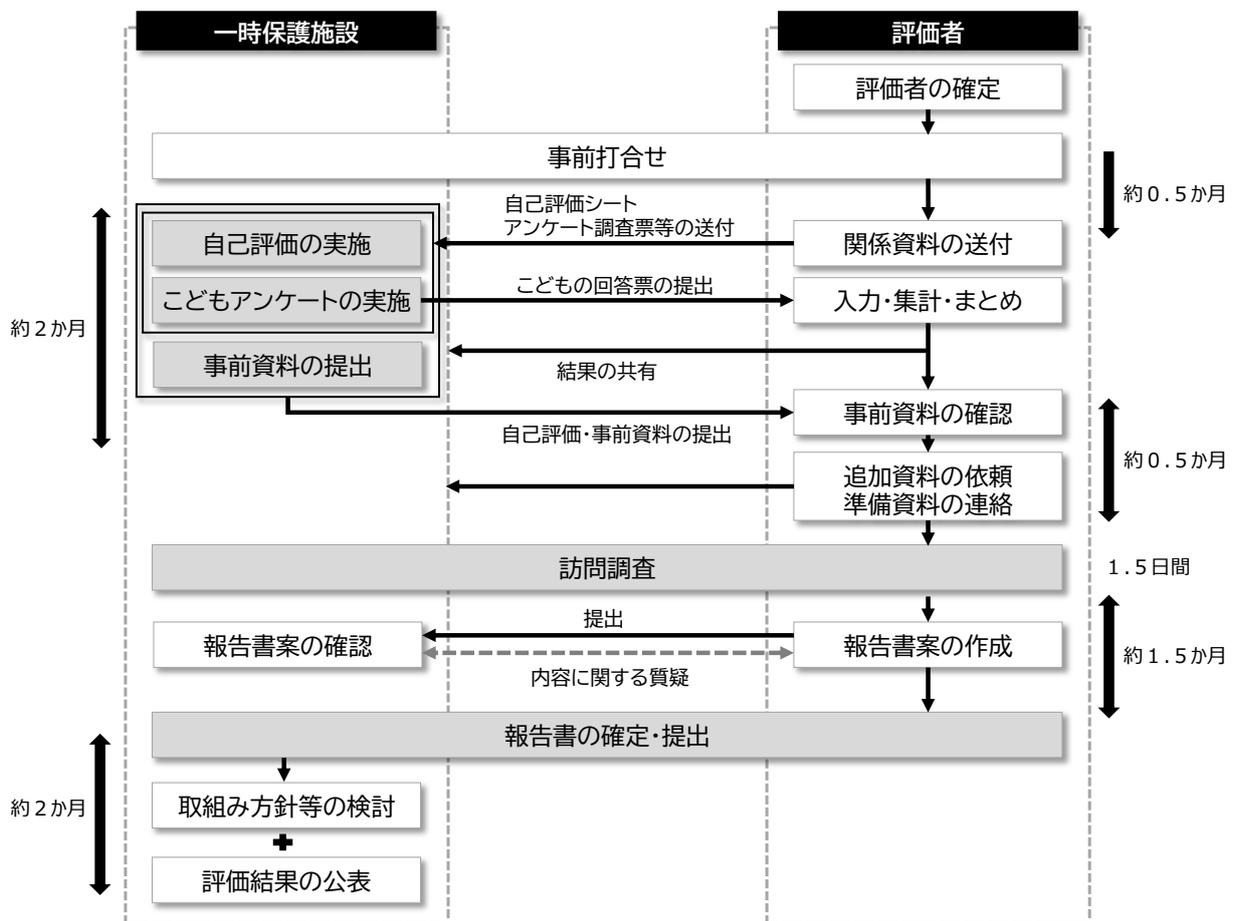
- 着眼点は自己評価での活用を想定しているため、各一時保護施設で使いやすいランクを設定しても構いませんが、以下のような3段階がわかりやすく、おすすめです。
 - : できている
 - △: できている(できていない)ところがある
 - ×: できていない

5. 第三者評価の実施方法

(1) 評価全体の流れ

- 第三者評価は、「事前資料の提出」「訪問調査」「フィードバック」の3つのステップで実施します。
- 第三者評価を受審する際には、事前に「自己評価」を実施し、概要資料などの資料とあわせて評価者に提出します。また、並行して一時保護中のこどもへのアンケート調査を実施します。
- 評価者はアンケート調査結果を含めた事前提出資料を確認のうえ、一時保護施設の概ねの状況を把握し、訪問調査で確認する事項を検討します。また、追加で提出を求める書類や、ヒアリング調査当日の準備書類などがあればあわせて依頼します。
- 第三者評価は、評価を行う・受けることが目的ではなく、結果を受けて必要な改善等を行うことに意味があります。よって、評価者からの評価理由や改善方法等の提案を受ける「フィードバック」までをセットとして計画する必要があります。

【図表4】評価全体の流れ



- 評価者の確定から訪問調査の実施までに概ね3か月、訪問調査実施後、第三者評価結果の総評の提出までに2か月程度の期間を要します。
- 自己評価の実施やこどもへのアンケート調査とその結果のとりまとめ等、訪問調査前に時間を要する準備が様々ありますので、余裕をもった期間を設定しておきましょう。具体的なスケジュールや進め方について、一時保護施設と評価者間で早めに打ち合わせを行うことが重要です。

(2) 評価の実施体制

- 第三者評価の実施にあたって、まずは評価者を決めることになります。
- 評価者の選定方法は各自治体での判断になりますが、以下を踏まえて、効果的な第三者評価になるよう、選定方法や条件等を設定することが重要です。

■「評価者が一時保護施設について理解していること」が最低条件

- 適切な第三者評価には、評価対象の施設に対する評価者の理解が不可欠です。
- 特に一時保護施設には、社会的養護等の施設とは異なる点が多くあり、それを踏まえた評価が行われる必要があります。

<一時保護施設の特徴>

- ✓ 長期の入所を前提としていない施設であること
 - ✓ 短期間でこどもが入れ替わること
 - ✓ 相当の配慮が必要なこどもも保護されること
 - ✓ 保護されるこどもの状況が多様であること
 - ✓ 緊急保護の場合を含め、入所にあたって十分な情報収集やアセスメント等ができないケースが多いこと
- 第三者評価では、「意見箱があるか」「マニュアルがあるか」など取組みの有無のみでなく、その内容が適切か、期待する効果のある取組みとなっているか等、「質」の評価が重要となります。
 - 第三者評価は課題の指摘を受けるのみでなく、一時保護施設が抱える課題に対し、評価者の専門性に基づく助言を得られ、改善に向けた具体的な取組みの提案を受けられる機会である必要があります。
 - 一時保護施設にとって有益な第三者評価とするためには、一時保護施設の業務経験者や一時保護施設の現状や課題、取組み事例等を知る有識者等を評価者とすることが必要です。

■こどもの権利保障の観点から、弁護士を含む体制が望ましい

- 「こどもの権利保障が適切に行われているか」の視点で評価が行えるよう、こどもの権利擁護に知見のある弁護士を評価者に含む体制が望ましいといえます。

(3) 事前準備

① 事前打合せ

- 評価者が確定したら、一時保護施設と評価者間で打ち合わせを行い、事前準備と自己評価結果等の提出期日、訪問調査当日の流れ等を確認します。
- 第三者評価の目的についても改めて確認し、一時保護施設の職員をはじめ、相談部門や主管課を含めてその目的を共有することが大切です。

② 自己評価の実施

- 一時保護施設にて、自己評価を行います。
- 自己評価は、各職員が評価を行い、その結果をもとに一時保護施設としての総合評価を行います。

【職員毎の自己評価】

- 着眼点を確認しながら、それを踏まえて各評価項目の評価をつけていきます。
- 自己評価は回答する職員自身に対する評価ではなく、一時保護施設としての実施状況に対する評価です。自己評価の実施にあたっては、そのことを職員にしっかり説明してください。
- 総合評価にあたって職員が「なぜその評価としたのか」を確認できるよう、S や C をつけたり、無回答としたりする場合には理由を書くことが大切です。
- 各職員が感じている自身の施設の「良いところ」「課題だと感じているところ」を書くことで、職員がどこを最も重要だと考えているかも確認できるようにします。
- 自己評価を通じて、「職員一人ひとりの率直な想いや意見を把握できる」「職員による認識の違いを確認できる」ことも、自己評価を行う目的の1つです。そのため、会計年度任用職員等を含めた全職員が自己評価を行うようにしましょう。

【総合評価】

- 総合評価は、各評価項目に S～C をつけます。
- 総合評価を行う際には、「各職員の評価 S～C で多いもの」といった機械的な判断ではなく、その理由等を確認したうえで、一時保護施設としての評価を行うことが重要です。
- 自己評価を踏まえて、一時保護施設としての課題認識や気づきについてとりまとめを行い、総合評価とあわせて提出します。あわせて「第三者評価に期待すること」も記載し、第三者評価で特に確認してもらいたい点、助言がほしい点等を評価者と共有します。
- 評価者には、総合評価だけでなく、職員毎の評価結果もあわせて提出してください。

③ こどもアンケートの実施

- 自己評価と並行して、こどもへのアンケート調査を行います。
- 評価者は、アンケート調査票と提出用の封筒をセットにしたものを入所中のこどもの人数分準備して一時保護施設に郵送し、一時保護施設の職員は、アンケートの目的や提出方法、回答内容は一時保護施設の職員は見ないこと等を説明のうえ、調査票のセットをこどもに渡します。
- 対象は、調査実施時に入所中の小学1年生以上のこども全員とします。
- こどもから提出された提出用封筒は、開封せずにまとめて評価者に送付し、評価者がとりまとめ

を行います。

- 回答内容は評価者が集計し、個々の回答内容がわからないようにとりまとめを行ったうえ、訪問調査の前に施設と共有します。
- こどもアンケートは、開封・入力・集計等に時間が必要なため、早めに実施するようにしましょう。

④ 一時保護施設からの事前資料の提出

- 自己評価結果とあわせて、事前資料として以下を評価者に提出します。
 - a. 事業概要
 - b. 組織図
 - c. 業務分掌
 - d. 勤務表
 - e. 時間外勤務実績・年次有給休暇実績
 - f. 平面図
 - g. 事業計画(行動計画・研修計画等)
 - h. 日課表・学習時間割表
 - i. こどもの権利ノート、生活のしおりなど、こどもへの説明資料等
 - j. 各種マニュアル
 - k. その他、評価者を知っておいてほしい事項に関する書類
- 児童記録票、行動観察の記録、援助指針(援助方針)、こども会議や観察会議、職員会議の記録等、こどもの個人情報等が含まれる記録については、訪問調査時に確認します。

⑤ 評価者の事前確認

- 自己評価や提出書類等をもとに、一時保護施設の状況について仮説を立てて仮評価を行い、訪問調査での確認事項等を整理したうえで、訪問調査を迎えます。
- 事前確認を行う中で、④以外に必要な情報があった場合には、追加で資料提出を依頼します。ただし、個人情報を含むものや資料提出にあたって一時保護施設側の負担が大きいもの等については訪問調査で確認するようにしてください。

(4) 訪問調査

① 訪問調査のポイント

■一時保護施設の全体像を確認し、その結果を各評価項目に落とし込む

- 一時保護施設の運営は、評価項目毎に支援等が行われているわけではなく、一時保護されたこどもの生活や支援等全体についての実践があり、その実践の視点が評価項目として整理されています。そのため、第三者評価では、評価項目1つずつを切り取って確認するのではなく、施設見学やヒアリング、申し送りや観察会議の傍聴等を通じて、一時保護施設全体の状況を捉え、それを評価項目に落とし込んでいくことが重要です。

- 評価項目にはない良い取組みや課題等があるかもしれません。そのような気づきがあった場合には、気付いた内容も評価結果に含めてください。

■「ある」「ない」ではなく考え方や取組みの内容を評価する

- マニュアルや記録の有無も重要ですが、それらの取組みの目的や効果、効果をあげるための工夫などを確認し、機能しているか、適切な方法かを評価しなければなりません。
- 実際にどのような支援が行われているかについて訪問調査で確認し、支援の内容が適切か、そしてそれを職員間で共有したり、子どもに対して説明したりするためのツールとして可視化されたものがあるか、また記録としてきちんと残されているかを確認していくことが重要です。
- 「〇〇が設置されている」「〇〇の取組みが行われている」などの評価項目についても、実施しているかだけでなく、「取組みの目的が何か」「目的を達成するためにどのような工夫を行っているか」「目的に合った成果が出ているか」など、取組みに対する考え方や姿勢、成果が重要となります。
- 考え方等を確認するためには、評価のために聞き出す「質疑」だけでなく、職員と「対話」をしながらその一時保護施設についての理解を深めるとともに、いかに改善していけるかも含めて考える姿勢が大切です。

■子どもの生活の様子や職員間のやりとりなどを客観的に確認する機会をつくる

- 聴き取りによる確認だけでは一時保護施設の普段の状況がわからないため、日常の様子を外から確認する時間も必要です。
- 学習や活動時間、自由時間等の子どもの様子を見ることで、子どもたちがどのように過ごしているか、職員が子どもにどのように接しているかも見えてきます。
- 申し送りや観察会議を傍聴することにより、職員間でどのようなコミュニケーションをとっているか、どのような意識・視点で子どもと接しているか、どのようなことを重視しているかなどがわかってきます。
- 訪問調査のスケジュールを調整する際には、会議等の日程・時間に合わせるようにしましょう。

■フィードバックの時間を確保する

- 書面でのフィードバックは必須ですが、評価結果に基づく改善等の取組みにつなげるためにも、評価の理由について説明し、評価結果について職員の理解・納得を得ることが重要です。「良いところをほめる」「改善に関する提案、検討を行う」ためにも、フィードバックの時間が重要です。
- 評価を受ける側は、どのような評価だったのか不安に感じているかもしれません。フィードバックの時間を後日設ける場合でも、訪問調査当日にポイントだけでもフィードバックを行うことが大切です。

② 訪問調査のプログラム

- 訪問調査を1.5日で行うスケジュールの例は図表5の通りです。一時保護施設のこどもの生活スケジュールや会議時間等を踏まえ、一時保護施設と評価者間で調整してください。

【図表5】訪問調査のスケジュール(例)

	時間	内容
1 日 目	13:00～14:00	A)全体の状況についての確認:管理職ヒアリング
	14:00～15:30	B)施設見学
	15:30～16:30	F)相談部門へのヒアリング
	16:30～17:00	I)こどもの活動の見学・コミュニケーション
2 日 目	8:30～ 9:00	G)申し送り会議の傍聴
	9:00～10:00	D)新任職員ヒアリング
	10:00～11:00	E)会計年度任用職員等ヒアリング
	11:00～12:00	C)こどもへのヒアリング
	12:00～13:00	I)昼食 +H)記録等の確認(評価者打合せ)
	13:00～14:00	G)観察会議の傍聴
	14:00～14:30	L)評価者間の打合せ
	14:30～15:30	J)追加ヒアリング:管理職ヒアリング
	15:30～16:00	L)評価者間の打合せ
	16:00～17:00	K)評価結果のフィードバック・意見交換

<各プログラムの進め方とポイント>

A) 全体の状況についての確認

- まずは一時保護施設の全体の状況について説明してもらい、質疑等のディスカッションを行うことで相互の理解を深めます。
- 入所率や入所期間、入所しているこどもの特徴、職員体制、一時保護施設としての理念、課題になっていることや力を入れている取組みなどを聞き、一時保護施設側の問題意識や雰囲気を確認しましょう。

B) 施設見学

- 一時保護施設内を見学します。
- 職員に案内してもらいながら、気になる点等について「なぜそうしているのか」等をヒアリングします。
- 居室やリビング等の生活スペースの雰囲気や掲示物、職員室内の職員向けの情報、プライバシーへの配慮やこどもの動線など、ヒアリングをしながら施設見学をすることで多くの情報を得ることができますので、しっかり時間を確保すること、また職員やこどもへのヒアリングを行う前に実施することが大切です。

- 複数の職員、評価者で施設見学をする場合、いくつかに分かれて話を聞くこともあるため、施設見学後に互いの情報を共有しましょう。

C) こどもへのヒアリング

- 一時保護施設で生活しているこども自身がどう思っているかを確認します。
- 第三者評価におけるヒアリングも、こどもにとっては第三者に意見を伝える貴重な機会です。ヒアリングの対象者は職員が指名するのではなく、こども自身に「話したい」「話してもいい」と思いかを聞き、希望してくれたこどもには全員話を聞けるように工夫します。
- 一人がよいか、グループがよいか、どこで話をするかなど、ヒアリングの方法についてもこどもの希望を聞いて行います。
- 質問をする前に、自己紹介、ヒアリングの目的、話したくないことは話さなくてよいことを伝えたいうえで、こどもの年齢に応じたわかりやすい表現で質問をします。
- グループでヒアリングを行う場合には、こどもが個人情報をお話してしまわないよう、質問の仕方に注意が必要です。
- 以下が質問の例です。あくまでも例示であり、全てを聞く必要はありません。こどもと「対話」をしながら、こどもが感じていることを受け止め、一時保護施設のよいところや課題と考えられるところを拾っていきます。

質問例)

- 一時保護施設での生活で楽しいこと、嫌だと思ふこと、変えてほしいこと
- もっとこんなことができたなら、こんな風になったらよいと思ふこと
- 自由時間に何をしているか
- 一時保護施設にくるときに、一時保護施設がどんな場所か説明を受けたか
- こどもの権利について説明を受けたか
- 職員さんに何でも相談できるか
- 食事はおいしいか、好きなものや嫌いなものはあるか
- 嫌いなものがでたときにどうしているか
- ○○がしたい、○○を食べたいと思ったときに、どうしているか
- 担当の福祉司や心理司の名前を知っているか、よく会いにきてくれるか(連絡をくれるか)
- いつまでここにいるか、の説明を受けているか
- こどもから聞いた話について、職員と共有した方がよいと思ふ内容については、職員に伝えてよいかをこどもに確認し、承諾が得られた場合はフィードバックで共有してください。

D) 新任職員ヒアリング

- 一時保護施設への着任後、1～3年目の職員を対象にヒアリングを行います。
- 着任時に受けた研修、その後のフォロー、やりがいを感じているか、困っていることがあるか、職場の雰囲気はどうか等を確認します。
- 一時保護施設で仕事をしていて疑問に思ふことを聞くことで、見直しが必要なルールについても見えてくるかもしれません。ルールがあたりまえになっている経験の長い職員では気付けない

ことに疑問を感じる感覚が大事であり、ルールを変えていく力になることをしっかり伝えましょう。

E) 会計年度任用職員等ヒアリング

- 会計年度任用職員等、非正規の職員を対象にヒアリングを行います。
- 一時保護施設内での役割や研修または会議への参加など、正規職員とは異なる点があるか、それについてどう感じているか等を確認します。
- 会計年度任用職員等は、一時保護施設等での経験年数の長い職員も多いため、ベテランが感じる最近の一時保護施設の状況について確認することで、新たな課題やよい点等がみえてくる可能性があります。

F) 相談部門へのヒアリング

- 児童福祉司や児童心理司にヒアリングを行い、相談部門職員と一時保護施設職員との役割分担や一時保護施設において課題と感じていること、一時保護施設の職員に期待したいことなどを確認し、相談部門との関係性、連携がうまくいっているかを確認します。
- 可能であれば全体像を把握できている係長クラスにお願いしましょう。

G) 申し送り・観察会議の傍聴

- 申し送り会議や観察会議を傍聴することにより、その一時保護施設で何が大切にされているか、あるいは行動観察の視点や職員間のコミュニケーション、雰囲気などがわかります。
- シフト制の一時保護施設において職員の会議をどのように行っているか、効率的・効果的な会議となっているかも確認のポイントの1つになります。

H) 記録等の確認

- こどもに関する記録や会議録、その他事前提出資料以外にある計画や様式などを確認します。
- 行動観察の視点や会議における論点、重点的に取り組んでいることなど、訪問調査時の施設見学や傍聴だけでは確認できない一時保護施設の状況がみえてきます。

I) こどもの活動の見学・コミュニケーション(食事、遊びなど)

- こどもたちの生活の様子や職員とこども、またはこども同士の関係性をみたり、こどもと一緒に食事や遊びをしながらこどもと話をすることで、日常の一時保護施設の状況が確認できます。
- こどもへのヒアリングは別途時間を設けて行いますが、実際の生活場面でちょっとした話が聞けることもあり、またこどもの生活場面を知っておくことで具体的な話を聞くことができるようになります。
- こどもへのヒアリングの前にこどもとのコミュニケーションの時間をつくることにより、ヒアリングに協力してくれるこどもが増えることもあり、こどもも話をしやすくなります。
- 職員が少なくなる夕方以降は日中とは異なる一時保護施設の様子をみるができるため、1日目の夕食や夕食後の活動の見学等も検討してください。

J) 追加ヒアリング

- A)～G)を踏まえて評価項目を確認し、確認できていない事項や評価者間で認識にずれがあっ

た事項などについて、追加でヒアリングを行い確認します。そのため、追加ヒアリングの前に評価者間で打ち合わせを行い、各自の評価結果を共有し、追加で確認すべき事項を整理します。

K) 評価結果のフィードバック・意見交換

- 詳細は後日書面でのフィードバックを行うこととなりますが、ヒアリング調査当日にポイントだけでもフィードバックを行い、評価の理由について説明して職員の理解・納得を得ること、また良いところをしっかりとほめることで職員の安心感やモチベーションを高めることが大切です。
- 特に評価者が重要な課題であると感じた点については、訪問調査時に直接説明し、一時保護施設職員と意見交換をしてください。
- フィードバックに同席できない一時保護施設の職員にも内容を共有する必要があります。動画撮影をしておくのも1つの方法です。
- 一時保護施設だけでは取り組めないこともあるため、主管課も同席し、課題認識を共有することが重要です。

L) 評価者間の打ち合わせ

- 訪問調査において、「評価に必要な事項を全て確認する」「訪問調査の最後にフィードバックを行う」ためには、訪問調査の中で評価者間での打ち合わせを行う必要があります。

□ 2日目の昼食時

- ・打合せまでのヒアリング等の結果から、評価者各々が感じた良い点や課題等について評価者間で共有します。
- ・記録やマニュアル、残りのヒアリング等で確認すべきことを確認してください。

□ ヒアリング・傍聴等の終了後

- ・各評価項目の評価をつけるにあたり確認ができていないことや評価者によって見解が異なる点があるかを確認します。
- ・各評価項目に全員で仮評価をつけていくことにより、追加で確認が必要な事項が浮き彫りになってきます。

□ フィードバックの前

- ・追加ヒアリング終了後、確認した内容について評価者間で評価の方向性を確認します。
- ・何を誰が話すか、フィードバックの進め方等の確認を行います。

③ ヒアリングにおける留意点

■ まずは、ヒアリングの目的を説明する

- 第三者からのヒアリングはどんな職員でも緊張するものです。また、第三者評価におけるヒアリングは、自分の発言が評価に影響すると考えるため、どこまで話をしてよいか、正しく伝えることができるか不安に感じている職員もいます。
- まずは評価者から自己紹介をし、ヒアリングの趣旨と聴き取った内容の取扱いについて説明します。
- その後、職員から自己紹介をしてもらい、ちょっとした雑談を行うなど、職員が必要以上に緊張

しなくてすむよう配慮することも重要です。

■「はい」「いいえ」の回答にならない質問をする

- 評価項目についての実施状況等を確認する場合に、「〇〇をしていますか」「〇〇はありますか」などの質問では、回答者の「はい」「いいえ」でしかとらえることができず、考え方を確認することができません。そのため、「〇〇のような場合にはどのように対応していますか」といった形で質問し、その回答をもって、適切に判断できているか、必要な手続きが行われているかなどを確認・判断していく必要があります。
- 質を確認する第三者評価のヒアリングでは、聴き取りの技法も非常に重要なポイントです。

■意見交換ではなくヒアリングを優先する

- 訪問調査は、事前に施設と調整したスケジュールに沿って進めていきます。各プログラムの時間に限りがありますので、確認事項を端的に質問する必要があります。
- 意見交換はとても大切ですが、ヒアリングの中で意見交換をし始めると肝心なことが聞けなくなる可能性があります。ヒアリングの時間は、評価に必要な事項の確認を優先してください。
- 全評価者でタイムキープをしていきましょう。

■ヒアリング対象者以外の職員は同席しない

- ヒアリングは評価者とヒアリング対象者のみで実施します。
- ヒアリング対象者が話をしにくくなりますので、管理職や主管課の職員の同席は避けてください。

(5) 報告書の作成及び公表

① 報告書の作成

- 評価者は、訪問調査を踏まえた評価結果を報告書としてとりまとめます。
- 評価項目毎に S・A・B・C いずれかの評価をつけ、A 以外の評価をつける場合には、評価の理由を記載します。訪問調査で十分に確認ができていない点があれば、憶測で評価をつけずに、一時保護施設にしっかり確認してください。
- 指摘だけでなく、具体的にどのような改善が必要か提案を行うことも大切です。一時保護施設が何をすればよいかイメージが持てるような報告書を作成しましょう。
- 評価者が作成した報告書は報告書案として一時保護施設に提出し、認識の齟齬がないかを確認します。一時保護施設は評価の理由を確認し、疑問点がある場合には評価者に確認し、互いに納得できるようやりとりを行うことが重要です。ただし、一時保護施設が納得できないことを理由に評価結果を変えるものではありません。

② 報告書の構成と作成上の留意点

- 前述の通り、報告書は各評価項目の S～C の評価とその理由、課題として指摘する事項については、改善方法の提案を記載します。
- その他、以下の点も意識して作成してください。

■ 取り組み主体(職員・児童相談所・設置自治体・国)が明確になるよう整理する

- 第三者評価の結果を踏まえて取り組むべき事項については、「職員単位で取り組むべきこと」「一時保護施設が組織として取り組むべきこと」「児童相談所として取り組むべきこと」「自治体として取り組むべきこと」を現状の課題とともに整理することで、それぞれが何をしなければならないかが明らかになるようします。

■ 良い取り組みはしっかり評価する

- 第三者評価において良い取り組みをしっかり評価することは職員の安心感やモチベーションにつながります。
- 一時保護施設間での情報共有は進んでいないため、他の一時保護施設を知らない職員がほとんどです。よって、自分たちが行っている内容は適切なのか、と不安を持つ職員も多く、フィードバック時には「良い点」もしっかり伝えることが重要です。

■ 改善の必要性を指摘する場合には改善方法を具体的に提案する

- 第三者評価は、課題の指摘のみではなく、どのような改善方法が考えられるのか、一緒に改善策を検討したり、他所の事例等を踏まえて具体的な改善策を提案することが求められています。前述のとおり他施設の情報が少ないため、必要に応じて他施設での取り組み事例を紹介することで、具体的な実践方法をイメージしてもらいやすくなります。

- 内容によっては、事例の取組みを行っている一時保護施設を紹介し、直接質問できるようにします。

■報告書内での内容の重複を避け、わかりやすいものとする

- 報告書は、一時保護施設や自治体に対して「何をしなければならないか」をわかりやすく伝える書面であることが求められるため、下記の構成・視点で整理します。
 - 全体総評
第三者評価結果の概要、優先的に取り組むべき事項等の総括
 - 主体別の課題・取組み
課題や取組みについて主体別に整理したもの
 - 評価項目(部単位)の評価
評価項目ごとの指摘事項や取組みの提案などの具体的な内容の記載
- 総評を作成する際には、総評の各箇所の位置づけ・視点を評価者間で共有しておく必要があります。なお、「評価項目(部単位)の総評」→「主体別の課題・取組み」→「全体総評」の順で作成すると整理がしやすくお勧めです。
- 「書面」で共有されていく重要な資料となることから、内容はわかりやすく、かつ誤解が生じないよう、表現等には十分に配慮する必要があります。

③ 結果の公表

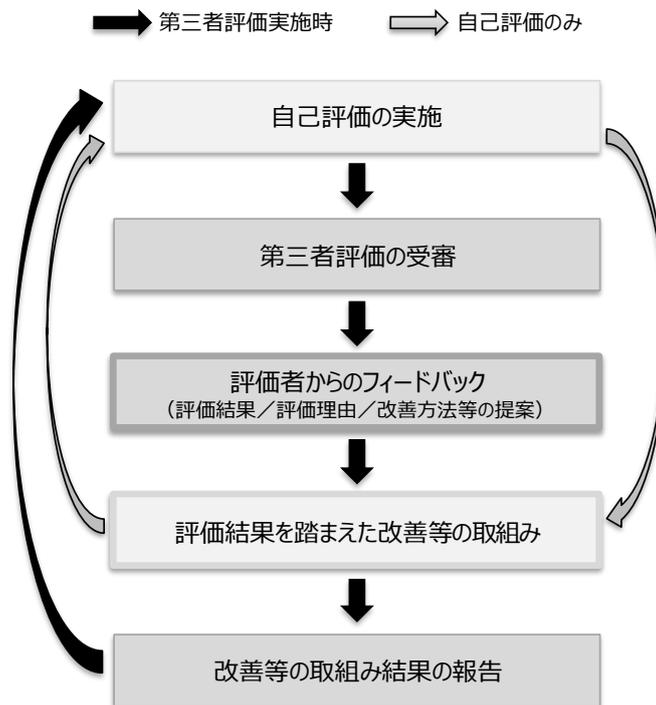
- 一時保護施設における第三者評価は、一時保護されたこどもの安全確保のみならず、こどもの権利擁護を図るための仕組みの1つとして、「良いところ」や「改善すべきところ」を確認し、一時保護における子供の生活や支援の質の確保・向上を図ることを目的として実施するものであるため、評価結果である「総評」は、一時保護施設及び相談部門、自治体に向けて書かれたものであり、児童相談所等についての理解があることを前提とした内容となっています。
- 第三者評価の結果は、原則公表されるものですが、その趣旨や内容についての理解が十分でない場合には、「できていないこと」だけに目が行きやすく、一時保護施設に対する過度な指摘が生じかねません。一方で、結果を公表することにより、一時保護の実態やこどもの権利保障の重要性等を知ってもらえる機会にもなり得ます。
- 評価結果を公表する際には、評価を受けてどのように一時保護施設・相談部門・自治体として取り組んでいくのかもあわせて公表すること、また「一時保護施設のことを詳しく知らない人が見る」ことを意識して、公表する範囲や内容について留意・工夫することが重要です。

6. 3年毎の第三者評価を効果的に活用するために

冒頭の「一時保護施設における第三者評価について」に記載の通り、「一時保護施設職員による自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3か年度毎に1回以上受審することが望ましい。」とされました。

第三者評価を受審し、その結果を踏まえて改善を行い、1年毎の自己評価と3年毎の第三者評価において、改善等の取組結果について確認・評価を行うというプロセスで取り組んでいくこととなります。

【図表6】 3年毎の第三者評価と自己評価のサイクル



(1) 自己評価

- 今回の第三者評価基準(案)は、第三者評価の実施を目的として作成したのですが、各評価項目を用いて自己評価を行うことにより、一時保護施設に求められている役割や支援等について改めて確認したり、評価結果を踏まえて職員が互いに問題意識や悩みを共有したり、改善案等について考える機会を設けることで、一時保護施設全体の意識向上につなげていくツールとして活用することも可能です。
- 自己評価は、各一時保護施設における課題解決や質の向上のための取組みなどと組み合わせた実践がされていますが、本第三者評価基準(案)も上手く活用してもらえると幸いです。

(2) 2回目以降の第三者評価

- 3頁の「3. 第三者評価基準(案)の構成」のとおり、評価項目・着眼点の数が非常に多いことから、全ての評価項目・着眼点について細かく確認していくには、かなりの時間と負担がかかります。

- 初めての第三者評価では、一時保護施設全体を確認し、優先的・重点的に取り組むべき課題を中心に改善等の取組みを進めていくこととなりますが、2回目以降の第三者評価では、1回目の評価結果を踏まえ、課題のあった評価項目を抜粋して確認していくなど、メリハリをつけて評価を実施する方法も考えられます。
- 前回の第三者評価の結果を評価者と共有したうえで、第三者評価の進め方について、評価者と協議してください。

< 一時保護におけるこどもの権利擁護とは >

一時保護において、「こどもの権利擁護」が何よりも求められるのはなぜか。それは、一時保護を必要とするこどもたちは、健やかに成長発達する、親から守られる・養育される、虐待をされないなど、こどもたちがあたりまえにもつ権利を侵害された被害者であるからである。

保護されるこどもたちの多くは、3つの特徴をもっている。1 つ目は、激しい自己否定、喪失感を持ち、「生まれてきてよかった」と思っていない、「承認欲求」が満たされていないこと。2つ目は、自分に寄り添ってくれる人がいない、ひとりぼっちといった、「所属欲求」が満たされずに孤独感を感じていること。3つ目は、自分の人生は自分で決められない、選べないと思っており、生きることをあきらめてしまっていることである。

だからこそ、保護所においては、「生まれてきてよかった」と感じられるメッセージを言葉と行動でしっかりと伝えること、また、こどもにとって「共に生きてくれる人がいる」と思ってもらえる、一緒に泣き、一緒に笑える存在として寄り添うことを最も大切にしなければならない。そしてこどもが「自分で選ぶ・決める」機会をつくりながら、「あなたの人生はあなたが選ぶもの・決めるもの」と伝え続けることが必要である。保護所は、こどもの人生の再スタートを精一杯サポートするという重要な役割を担っていることを常に意識しておく必要がある。

そのためには、常にこどもの気持ちを聴かなくてはならない。こどもが何を被害と感じているのか、何を求めているのか、何を聴いてほしい、何をわかってもらいたいと思っているのか、とことんこどもの気持ちに寄り添う必要がある。寄り添ってもらえることはこどもにとって嬉しい、安心することでもあるからである。こどもの権利としての意見表明権を保障するとは、そういうことである。

こどものアドボケイト、代弁者を必要とする理由もここにある。こどもたちが何を求めているかを知り、それを実現していくことが、こどもの権利保障の基盤なのである。アドボケイトの意義は、生活改善のための意見を意見箱やこども会議で聞き取ることにとどまるのではなく、侵害されてきたこどもの権利の回復をはかるためにあると位置づけられるべきである。自分自身の状況を理解できず、説明できず、また自分の希望を表現することが困難な状況にある、一時保護所に入所したこどもには、その意見表明と選択をサポートするために、一人ひとりに代弁者を選任するほどの高い必要性があることが、理解され、検討されなければならない。

一時保護所において、まず守られるべきは、安心安全な衣食住が確保され、必要な医療を受けられることである。しかし、一時保護所は、社会的養護の入り口として、虐待等の人権侵害の中でしか育ってこなかったこどもたちが、そうではない社会を知る最初の機会である。そこが規則やルールに縛られ、監視され、処遇が決められるのを待つだけという環境では、こどもの心は救われず、人を信用しよう、自分を大切にしようとは思わない。一時保護所は、こどもに「人として生きる、このような世界があるのだ」と良いショックを与える場所、そのぐらい高度にこどもの権利が守られる場所であるべきである。

一時保護における第三者評価が、こどもの権利擁護という視点で行われなくてはいけない理由は何か。常にそれを意識して第三者評価が実施されることを強く望む。

【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する調査研究」
「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)」

第三者評価基準（案）

一時保護施設における第三者評価基準(案)

【第三者評価基準(案)目次】

第1部	子ども本位の支援	1
1.	一時保護施設の理念・基本方針	1
2.	子どもの権利・子どもの意向の尊重.....	2
3.	一時保護施設における権利制限	3
4.	入所している子どもの権利擁護・権利侵害防止	4
第2部	一時保護施設的环境・運営体制	4
1.	一時保護施設的环境	4
2.	職員体制・職場環境	5
3.	情報共有・関係者間連携	6
4.	関係機関との連携	6
第3部	一時保護施設における支援	6
1.	一時保護施設の運営.....	6
2.	アセスメント・支援方針	8
3.	一人ひとりの特性や課題等への対応	9
4.	一時保護施設からの退所に向けた支援	10
第4部	一時保護施設の管理運営	10
1.	安全管理	10
2.	施設運営計画	11

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか

- 1-1 一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している
- 1-2 理念・基本方針が職員に周知している
- 1-3 一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている
- 1-4 入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている
- 1-5 入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している
- 1-6 理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的の確認・振り返りを行う機会がある

[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

- 2-1 一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している
- 2-2 こどもをあたたかく迎え入れている
- 2-3 こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている
- 2-4 こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている
- 2-5 保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている
- 2-6 こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている
- 2-7 こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている

[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか

- 3-1 主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている
- 3-2 こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している

[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

- 4-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている
- 4-2 こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している
- 4-3 こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品(おもちゃや本等)や時間が確保されている
- 4-4 こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている

[No.5] 個別支援を適切に行っているか

- 5-1 こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている
- 5-2 集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている(一律的な対応になっていない)

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重

[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか

6-1 こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している

6-2 こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している

6-3 一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている

6-4 一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている

[No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか

7-1 こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている

7-2 こども会議等、こどもの意見を聞く場がある

7-3 一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている

7-4 こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている

7-5 意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている

[No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか

8-1 意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している

8-2 意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている

8-3 意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある

[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか

9-1 一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている

9-2 一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている

[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか

10-1 保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている

10-2 児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている

[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか

11-1 一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている

11-2 一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている

11-3 一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している

11-4 一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している

[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか

12-1 こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている

12-2 こどもが安心して話せるよう配慮している

12-3 こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している

[No.13] こどもの援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか

13-1 こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている

13-2 援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している

13-3 こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている

13-4 こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している

13-5 こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している

[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか

14-1 こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている

14-2 こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている

14-3 意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている

14-4 こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている

3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か

15-1 通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている

15-2 通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している

15-3 保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している

15-4 通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している

15-5 通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている

[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか

16-1 生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない

16-2 正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている

16-3 一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない

16-4 ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている

16-5 こどもが参画した議論の場(こども会議等)の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている

16-6 生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している

[No.17] 個別対応は適切に行っているか

17-1 懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない

17-2 こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている

17-3 こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している

17-4 こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている

[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか

18-1 こどもが私物を所持できることを基本としている

18-2 やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している

18-3 スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

19-1 こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している

19-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している

19-3 こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている

19-4 被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている

[No.20] こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

20-1 こども同士での権利侵害が起らないように、こどもへの権利教育を行っている

20-2 こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている

20-3 こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している

20-4 こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている

[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか

21-1 入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない

21-2 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている

[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか

22-1 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている

第2部 一時保護施設の環境・運営体制

1. 一時保護施設の環境

[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか

23-1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている

23-2 ユニットを整備している

23-3 個室を提供している

23-4 複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている

23-5 定員超過が慢性化した状態とはなっていない

[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか

24-1 こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している

24-2 こどもの生活空間のプライバシーに配慮している

24-3 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している

24-4 家庭的な環境となるよう工夫している

24-5 生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している

24-6 必要な修繕等を行っている

24-7 生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している

2. 職員体制・職場環境

[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか

25-1 管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている

25-2 管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている

25-3 スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている

25-4 管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている

[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか

26-1 受入れをすることでもの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している

26-2 直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている

26-3 専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている

26-4 各職種の役割や権限、責任が明確になっている

[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか

27-1 夜間に2人以上の職員がいる

27-2 ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している

27-3 夜間における行動観察やケアができる体制(正規職員の配置等)がある

27-4 児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している

[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか

28-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている

28-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている

28-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している

28-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがある

28-5 職員が外部研修を受講している

[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか

29-1 適正な就業状況を確保している

29-2 職員の健康管理を適切に行っている

29-3 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている

29-4 一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている

3. 情報共有・関係者間連携

[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか

30-1 職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある

30-2 職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である

30-3 職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している

[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか

31-1 相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある

31-2 こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている

[No.32] 情報管理を適切に行っているか

32-1 個人情報などを適切に取り扱っている

32-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている

32-3 書類や記録等は適切に管理・更新をしている

32-4 法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合には、こどもや保護者の同意を得ている

32-5 情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている

[No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

33-1 こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある

33-2 職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している

33-3 AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている

4. 関係機関との連携

[No.34] 医療機関と適切に連携しているか

34-1 必要な場面で医療機関からの協力が得られている

34-2 こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある

34-3 必要な場面で児童精神科医の協力が得られている

[No.35] 警察等と適切に連携しているか

35-1 必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している

35-2 警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

[No.36] 緊急保護を適切に行っているか

36-1 緊急保護ができる環境と体制が確保されている(居室の確保、夜間の保護の体制等)

[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか

37-1 個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている

37-2 日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている

37-3 役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している

37-4 一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくよう支援している

37-5 こどもが一人になれる時間や場所がある

[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか

38-1 こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している

38-2 こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している

38-3 事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる

38-4 遊具や備品について定期的に点検している

[No.39] 食事を適切に提供しているか

39-1 食事の安全・衛生を確保している

39-2 食事を適時適温で提供している

39-3 献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含むものになっている

39-4 こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している(おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか)

39-5 食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している

39-6 こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている

39-7 こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている

[No.40] こどもの入浴は適切か

40-1 入浴の回数や時間は適切である

40-2 入浴時間帯は適切である

40-3 こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか

41-1 衣服の清潔は保たれている

41-2 時間と場所に応じた適切な衣服を着用している

41-3 発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている

41-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できる

41-5 こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である

41-6 下着を提供する場合は、新品を提供している

[No.42] こどもの睡眠は適切か

42-1 こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している

42-2 部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である

[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか

43-1 入所時にこどもの健康状態を把握している

43-2 こどもの健康状態を適切に把握している

43-3 こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている

43-4 健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか

44-1 こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている(ICTの活用等を含む)

44-2 学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている

44-3 在籍校との連携を図っている

44-4 通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している

[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか

45-1 こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない

45-2 無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている

45-3 無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している

45-4 無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている

45-5 無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている

[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか

46-1 発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている

46-2 未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している

2. アセスメント・支援方針

[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか

47-1 一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している

47-2 一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している

[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか

48-1 こどもの全生活場面について行動観察を行っている

48-2 こどもの行動観察の結果を記録している

48-3 行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている

[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか

49-1 観察会議を適切な頻度(原則として週1回)で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている

49-2 観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している

[No.50] 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか

50-1 行動診断や援助指針(援助方針)に基づく支援方針を職員間で共有している

50-2 支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている

50-3 一時保護解除後を見据えた支援を行っている

[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか

51-1 チームで情報共有しながらアセスメントを行っている

51-2 総合的なアセスメントに基づく援助指針(援助方針)を策定している

51-3 援助方針会議に一時保護施設職員が出席している

[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか

52-1 こどもの変化に応じた支援を行っている

52-2 適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている

[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか

53-1 こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている

53-2 こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している

53-3 親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

54-1 性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている

54-2 こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている

54-3 一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている

54-4 PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている

[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか

55-1 他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している

55-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている

55-3 他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている

[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか

56-1 一定の重大事件に係る触法少年と史料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている

56-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している

56-3 重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている

[No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか

57-1 障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある

57-2 障害特性に応じたケアを行っている

57-3 周りの子どもが障害について理解できるような取組みを行っている

[No.58] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか

58-1 健康上配慮が必要な子どもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある

58-2 健康上配慮が必要な子どもの状態に応じたケアや医療行為を行っている

58-3 服薬管理を適切に行っている

58-4 誤薬防止策を講じている

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

59-1 一時保護解除を伝える時期について、子どもの状況等を踏まえ十分に配慮している

59-2 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている

59-3 一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている

59-4 子どもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方について子どもに伝えている

[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか

60-1 家庭引き取りの場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる

60-2 施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られた子どもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる

60-3 一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか

61-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある

61-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている

61-3 マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある

61-4 マニュアル等の内容について見直し等を行っている

[No.62] 子どもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか

62-1 子どもの事故やケガを防ぐための対策を講じている

62-2 子どもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている

62-3 子どもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる

[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか

63-1 火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している

63-2 避難訓練を毎月1回以上実施している

63-3 日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている

[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

64-1 感染症の発生を防ぐための対策を講じている

64-2 感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている

[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか

65-1 一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している

65-2 こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている

65-3 こどもの私物は一時保護解除時に返還している

65-4 こども以外の者への返還は適切に行っている

2. 施設運営計画

[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

66-1 事業計画を策定している

66-2 事業計画に基づく取組みを実施している

66-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある

66-4 策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある

[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか

67-1 自己評価を定期的に行っている

67-2 外部評価を定期的に行っている

67-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている

67-4 職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている

67-5 こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている

解説版

一時保護施設における第三者評価項目の解説版

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか
1-1 一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している
1-2 理念・基本方針が職員に周知している
1-3 一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている
1-4 入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている
1-5 入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している
1-6 理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある

一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるものです。

また、こどもの安全確保のみならず、こどもの生活等に関する今後の方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うこと、こども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が必要とされています。

本評価項目は、一時保護の基本的な考え方を、一時保護に関わる職員で正しく理解し、共有できているかを確認するものです。一時保護施設に着任した職員に、一時保護施設についてどのような説明をしているかがポイントの1つです。

参考) 一時保護ガイドライン

Ⅱ 一時保護の目的と性格

2. 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護によるこどもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。また、こどもにとってもこの期間は安全が確保された場所で生活することで、自分の気持ち等に改めて目を向けることができる期間でもあり、そのための環境を整えるとともに、こどもの生活等に関する今後の方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。一時保護においては、こうした目的を達成するとともに、こどもの精神状態を十分に把握し、こどもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

[No.2]	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか
2-1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している
2-2	こどもをあたたかく迎え入れている
2-3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている
2-4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている
2-5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている
2-6	こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている
2-7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかわり方をしている

一時保護の多くは、こどもを一時的に家族や友だちなどから引き離すものであり、学校等の慣れ親しんだ生活の場や環境から突然に遮断されるため、こどもにとって精神的にも大きな不安を伴うものです。それまでしんどい思いの中で頑張ってきたこども、これからのことに大きな不安や混乱を抱えているこどもにとって一時保護施設が「安心できる場所」となるために、一時保護施設の職員が大切すべき視点を着眼点に記載しています。

まずは、こどもをあたたかく迎えてあげることができているか。一時保護施設の職員がこどもと最初に出会った時に、どのように声をかけているか、いきなり一時保護施設のルールについての説明をしたりせずに、こどもが落ち着けるような工夫がされているかがポイントです。

また、一時保護施設での生活では、「常に職員の目があり、ずっと見られている、何かするのではないかと監視されているように思う」というこどもの意見があります。見守られているのではなく、見張られていると感じさせてしまうような雰囲気になっていないかも確認ポイントです。こどもにとっての安心できる場所とはどういう場所かについて、職員がどのように考えているかが重要です。

「プライバシー」は、個人情報のことだけではなく、「見られたり、知られたくないこと」も含みます。洗濯や着替えの場面など、職員自身が見られたり知られたくないと感じることは、こどもも同じという意識をもって、こどものプライバシーへの配慮が必要です。

定員超過でも受け入れざるを得ない状況もありますが、定員を超えたこどもを受け入れることは、入所中のこどもの生活環境や一時保護施設内のこどもの権利擁護にも影響が出る可能性があります。「定員超過でも受け入れてくれる」ということは保護を求める側からするとプラスの評価になりがちですが、状況によってはこどもの安心安全な生活環境等を損なう場合もあることを踏まえ、所内保護が適切なのか、一時保護施設としての見解を相談部門に伝えることも重要です。

参考) 一時保護ガイドライン

Ⅱ 一時保護の目的と性格

2. 一時保護の在り方

一時保護においては、(こうした目的を達成するとともに、)こどもの精神状態を十分に把握し、こどもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、こどもを一時的にその養育環境から離す行為であり、こどもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。こどもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか

3-1 主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている

3-2 こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している

不適切な養育を体験したこどもは、様々な心身の不調を抱えており、それが要因となって対人トラブルを起したり、生活が不安定になったりすることも少なくありません。非行を理由とした一時保護であっても、その背景には虐待等の不適切な養育がある可能性を意識した支援や行動観察が必要です。

こころのケガには、それに対する正しい理解に基づく適切なケアが大切であり、間違った対応はこどもの傷つきをより深刻なものにしてしまう可能性があります。こころのケガを経験したこどもとその支援者が、トラウマとその影響について理解しながらかかわっていくことがトラウマインフォームドケア(Trauma-Informed Care:TIC)であり、一時保護施設の職員には、TIC についての理解が必要です。

一時保護施設における TIC に関する取組みや、職員のこどもへの向き合い方、行動観察の視点の中に、TIC の視点や考え方がどの程度浸透しているかがポイントです。

[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

4-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている

4-2 こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している

4-3 こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品(おもちゃや本等)や時間が確保されている

4-4 こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている

こどもの良いところを探せているか、またそれをこども本人に伝えたり、その良いところを伸ばしていけるようにするなど、こどもが自信をもてるような支援が行えているかを確認する項目です。こどもの日々の記録や観察会議やケース会議等において「良いところ」に着目した話があるかなどが確認のポイントです。

また、自分の意見を言ってもよい、意見を受け止めてもらえる、という経験は、自分の考えや思いを表現することの大切や自信につながり、一時保護解除後のこどもの支えにもなっていきます。そういう機会の大切さの理解と、それをどのように工夫しながら実践しているかを確認します。

[No.5] 個別支援を適切に行っているか

5-1 こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている

5-2 集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている(一律的な対応になっていない)

一時保護ガイドラインにおいて、「一時保護中のこどものケアの大前提は個別ケアである」とされています。

1つ目は、こどもの生活を構造化し、見通しを持たせることで安心感を提供するためのツールとしての日課が、一律に集団生活を押し付けるものとなっていないか、という点です。集団から離れたいこどももいます。離れたい時もあります。日課通りに生活しないと罰則がある等、強制的な集団生活は見直しが必要です。

2つ目は、こどもの状況やニーズに応じた個別的な支援が行えているかです。こどもの意向や課題を把握できているか、それらに対して必要な支援が考えられ、実行されているか、一時保護施設におけるこどもへの支援方針の中にどのような「個別支援」が組み込まれているかがポイントです。

参考) 一時保護ガイドライン

2. 一時保護の在り方

一時保護が必要なこどもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人のこどもの状況に応じた適切な支援を確保し、こどもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、こどもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント

3 一時保護中のケア

(1) 個別ケア

一時保護中のこどものケアの大前提は個別ケアである。日課は、前述のとおり、生活を構造化し、こどもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護されたこどもたちに対して、こどもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべき

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重

[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか

6-1 こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している

6-2 こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している

6-3 一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている

6-4 一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている

こどもが自身の権利を理解し、その権利を行使できるよう支援することが児童相談所に求められている役割です。そのためにこどもが理解しやすいよう工夫された「権利ノート」があるか、その内容は適切か、権利ノート等を用いてこどもに対してきちんと説明がされているか、こどもは理解できているか、が確認のポイントです。また、権利ノート等は、こどもに配付し、こどもがいつでも確認できるようにすることが大切です。

こどもの権利について主で説明するのは児童福祉司かもしれませんが、児童福祉司からの説明をこどもが理解できるかを確認し、理解できていない場合には、一時保護施設の職員が、こどもが理解できるようサポートすることが必要になります。児童福祉司との連携のもと、こどもに対して適切な説明が行われ、こどもが理解できるような工夫がされているかが重要です。

[No.7]	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか
7-1	こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている
7-2	こども会議等、こどもの意見を聞く場がある
7-3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている
7-4	こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている
7-5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている

こどもが意見や意向を表明できる機会や手段、相談先などの選択肢を多くつくり、こどもが意見や意向を表明しやすい方法を選択できる環境をつくれているかが大切です。また、意見箱に意見がはいっているか、こども会議などでこどもが意見をいえているか、こうしてほしい、こうしたいという希望や要望が実際に出ているかも重要です。

意見箱はこどもが意見をいれやすいように、各一時保護施設で様々な工夫がされています。(意見がなくても全員が意見用紙を意見箱に入れる時間を設ける／誰にも見られずに意見が出せるよう意見箱をトイレに設置する／各居室に1つ設置し、決まった日に意見箱ごと全員が出す 等)

こども会議も、こどもたちが話したくなるようなテーマを設定したり、こどもたち自身で何を話したいかを出してもらうなどの工夫が必要です。

意見箱がなかったり、意見箱はあるけれど意見が入らない理由について、「何でも職員に話をしてくれるから」という一時保護施設がありますが、こどもはそう思っていないかもしれません。また、「職員が忙しそうだから話しかけにくい」と遠慮しているこどももいます。「意見等を言えていないこどももいるかもしれない」という発想で、こどもが意見や意向等を表明しやすい環境づくりに取り組むことが大切です。

[No.8]	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか
8-1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している
8-2	意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている
8-3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある

児童福祉法第2条において、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が規定されており、その趣旨を実現するために、こどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもの意見表明を支援する仕組みが必要であることから、「意見表明等支援事業」が法定化されました。

アドボケイトの役割は、こどもの立場に立って、こどもの意見の形成を支援し(意見形成支援)、こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする(意見表明等支援)ものです。

一時保護施設にアドボケイトが来ているか、こどもが利用しやすいような工夫がされているか(利用することへの心理的なハードルを下げるような工夫がされているか)がポイントです。また、アドボケイト以外にも、児童相談所以外のこどもの権利擁護委員会等の外部機関に相談できるような仕組みをつくり、様々な形で

こどもの声を受け止められるような工夫が求められています。

[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか
9-1 一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている
9-2 一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている

この項目では、こどもへの説明がなされたかではなく、こどもが理解できているか、を確認であることがポイントです。

一時保護の理由や目的については、最初に児童福祉司による説明がなされますが、説明を受けるこどもは一時保護施設に来た直後の不安と混乱の中、心ここにあらずの状態で見ているかもしれません。

一時保護施設には、こどもがその説明を理解できているか、納得できているか、わからなかったところはないか、また一時保護にあたってこどもがどのような思いをもっているか等を確認し、必要に応じて一時保護施設職員から再度説明したり、児童福祉司と改めて話ができる場を設定するなど、こどもの理解や納得を得られるようにするためにサポートする役割があります。

なお、こどもに対し、約束事項などについて「説明を受けました」「約束を守ります」という署名を求めることはすべきではありません。拒否することを想定せずに当然に求める署名は、説明の機会を持ったことの証拠づくりでしかなく、こどもが十分な説明を受けて理解したことにはならないからです。また、後に、こどもが署名をしたことを理由に約束違反などを咎める場合に利用するとなれば、ルールを守らせるための手法であっても、こどもからすると従わざるを得ない状況での署名を根拠とした強要・強制でしかありません。

[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか
10-1 保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている
10-2 児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている

No.9と同様に、今後の見通し等についての説明も、児童福祉司の役割ですが、その説明についてこどもはどう感じているのか、疑問や不安、不満はないのか等について、こどもが日常的に話をし、信頼できる一時保護施設の職員がこどもの気持ちを確認することが大切です。こどもとの話から、気づき等があれば児童福祉司等と共有し、こどもの気持ちに寄り添うかわり方を児童福祉司等とともに考えます。

また、一時保護施設の職員には、こどもの見通しを踏まえて、こどもの生活をこどもと一緒に考えていく、こどもが今後の生活について自分の考えを述べられるよう支援する役割も求められています。

[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか
11-1 一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている
11-2 一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている
11-3 一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している
11-4 一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している

No.9、10と同様に、一時保護解除についてこどもに説明することは児童福祉司の役割ですが、その説明についてこどもがどう感じているか等は、こどもが日常的に接している時間も長く、話しやすい、信頼できる関係性ができているであろう一時保護施設の職員の方が把握しやすいと思われます。

一時保護解除にあたって、不安や疑問を抱えているこどもも多くいます。一時保護施設としてこどもの気持ちに寄り添いながら、こどもが納得感、安心感をもって、一時保護施設退所後の生活に移行していくための支援が必要であり、児童福祉司等と協働した対応が求められています。

[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか
12-1 こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている
12-2 こどもが安心して話せるよう配慮している
12-3 こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している

こどもからの聞き取りを行う際には、こどものペースを尊重した、非誘導的な受け答えによって進めていく必要があります。また、誰がいつ、どのように行うのがこどもにとって適切か、十分な検討が必要です。

こどもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話せるようになるには、こどもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれている」という、信頼できる大人として認識してくれるような関係性が必要であり、一時保護施設の職員には、日々の生活の中でこどもにとってそういう存在になれるよう、こどもの気持ちに寄り添った対応が求められています。

なお、被害事実については、誘導や暗示となる応答に注意し、こどもの自発的な話の聞き取りを心がける必要があります。司法面接のトレーニングや面接技法の研修を受けるといった取組みも大切です。

[No.13] こどもの援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか
13-1 こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている
13-2 援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している
13-3 こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている
13-4 こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している
13-5 こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している

一時保護ガイドラインでは、一時保護の在り方として、「こどもの生活等に関する今後の方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行う」とこととされています。

一時保護されたこどもが、現在の状況に対してどのように感じているのか、今後どのような生活を望んでいるのか等が確認できているか、記録として残されて一時保護施設の職員間また児童福祉司等と共有できているかが1つ目のポイントです。

そして、それが援助方針会議で共有されているのかが2つ目のポイントです。援助指針(援助方針)に「こどもの意見・意向」の欄を設ける等により、児童相談所としてこどもの意見・意向をまずは受け止める、という意識・姿勢が重要です。

また、援助方針会議の結果、こどもの意見や意向を踏まえてどのような援助指針(援助方針)となったのか、こどもにどのように説明しているかが3つ目のポイントです。特に、こどもの意見や意向と異なる判断となった場合には、児童福祉司と一時保護施設職員と協働し、こどもに誰がどのように説明するのが適切かを検討したうえで対応することが大切です。

[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか
14-1 こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている
14-2 こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている
14-3 意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている
14-4 こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている

No. 7の通り、一時保護施設には、「こどもが意見や意向等を表明する仕組み」が必要ですが、こどもが「意見を言おう」と思えるようにするためには、出された意見に対してどう対応するかが重要です。

不適切な養育環境で育ったこどもは、「言っても無駄」「希望や意見を言うと怒られる」と思っているなど、意見を出すことに否定的であったり、意見を言ってもよいのかわからないことがあります。そのため、こどもの希望の全てを叶えることは難しいかもしれませんが、出された意見のうち1つでも叶えることで、「意見を言えば受け止めてもらえる」と思えるようになり、こどもの意見を出そう・言おうと思えるようになるかもしれません。

意見を言いづらいこどもにとっては、他のこどもが出した意見がどのように受け止められるのを知る・感じられることも重要です。また、こども会議や意見箱で出された意見は、大人の気づきや振り返りの機会としてしっかり受け止めることが大切です。

3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か

- 15-1 通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている
- 15-2 通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している
- 15-3 保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している
- 15-4 通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している
- 15-5 通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている

一時保護中のこどもの保護者等との、通信や面会を制限する場合に、こどもに対して事前にその理由について十分に説明して理解を得られるようすること、また、その制限に対してこどもが不満や不服がある場合には、なぜ必要なのかを丁寧に説明して納得が得られるように努める必要があります。

一時保護中のこどもの中で、保護者等との通信や面会の制限がされているケースについて、その制限の必要性について一時保護施設としても理解ができるものか、こどもの意向や納得感を得られているか、定期的に見直されているか等、最小限かつこどもの意向を可能な限り尊重する対応となっているかがポイントです。

また、通信・面会の制限について、その理由やこどもや保護者の意向、対応の記録がしっかり残されているかが重要です。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅱ 一時保護の目的と性格

3 こどもの権利擁護

(2)外出、通信、面会、行動等の児童の権利の制限

一時保護施設設備運営基準第 10 条第2項においては、正当な理由がある場合にやむを得ず児童の権利の制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならないとされているところであり、外出、通信、面会、行動等のこどもの権利の制限を行う場合には、こどもに対して事前にその理由について十分に説明し、理解を得るように努め、こどもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。また、これらの制限を行う場合には、こどもの安全確保のため必要である旨をこどものほか、面会通信制限など制限の内容等によっては、保護者にも説明するとともに記録に留める。なお、行動自由の制限と保護者との面会通信制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。また、定期的に必要な性について検討し、見直しを行う。

[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか
16-1 生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない
16-2 正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている
16-3 一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない
16-4 ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている
16-5 こどもが参画した議論の場(こども会議等)の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている
16-6 生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している

こどもは一人ひとりに権利があります。一時保護施設にある様々な生活上のルールは、権利をもつこどもがお互いの権利を守るため、権利の衝突を避けたり、調整するために存在するものです。

一時保護ガイドラインでは、「生活上のルールについてもこどもの権利制限に当たりうる」と明記されており、こどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的な点検・見直しが求められています。

なぜそのルールがあるのか、こどもに聞かれたときに、職員自身が納得のいく説明ができるかどうかが見直すべきルールかどうかを見極める1つのポイントです。また、新任職員が疑問に思うルールも本当に必要なかを改めて考えるべきルールの1つです。一時保護施設において見直すべきと考えられるルールがどの程度あるか、それらのルールを一時保護施設としてのどのようにとらえているかがポイントです。

一時保護施設の職員が、生活上のルールを「こどもの権利制限に当たりうる」と認識しているかどうか重要です。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅱ 一時保護の目的と性格

3 こどもの権利擁護

(2)外出、通信、面会、行動等の児童の権利の制限

一時保護施設における生活上のルール(服装・髪型に関するものも含む。)についてもこどもの権利制限に当たりうることを踏まえた上で、当該ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行うことが求められる。その際は、こどもが参画した議論の場(こども会議等)の活用により、こどもの意見を十分踏まえることが適当である。例えば、生活全般を通じた私語の禁止やきょうだいで入所している場合にきょうだいであること自体を秘匿させるなど、こどもに心理的な負担を与え、かえってこどもの福祉を損なうようなルールについては、早急に見直すべきである。

生活上のルールについては、こども一人一人の心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、こどもの個別事情にかかわらず一律なルールを課すことでこどもにとって過度な負担とならないよう対応する。

[No.17] 個別対応は適切に行っているか
17-1 懲罰的な目的で、子どもを集団から分離する個別対応を行っていない
17-2 子どもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている
17-3 子どもの意に反して集団から分離する場合、子どもにその理由を説明している
17-4 子どもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、子どもの権利が守られている

子どもの状況によっては、集団から分離した個別の対応を必要とするケースがありますが、その理由が適切なものが重要となります。

「〇〇ができなかったら居室で過ごさなくてはならない(集団活動には参加できない)」など、子どもに罰を与える手段として安易に個別対応を持ち出していないかがポイントです。

また、感染症対策などで集団から分離せざるを得ない場合がありますが、その期間や方法は最小限となっているか、生活の質が維持され、子どもの権利が守られている状況にあるかが重要です。管理上仕方がないではなく、自分が同じ状況に置かれたときに耐える生活の質・環境なのかを想像することが、適切な対応といえるかを判断する大切な視点です。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅱ 一時保護の目的と性格

2 一時保護の在り方

(2)一時保護の機能

子どもの安全を確保するための閉鎖的環境(一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。)で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、開放的環境(閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。)においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行う。

[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか
18-1 子どもが私物を所持できることを基本としている
18-2 やむを得ず子どもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由について子どもにきちんと説明している
18-3 スマートフォン等の通信機器について、子どもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、子どもと話し合い、子どもと職員がともに考えている

一時保護ガイドラインでは、私物は持ち込める、所持できるが基本であり、そのうえで合理的な理由がある場合には禁止にすることが可能、という考え方であり、所持を禁止する私物を最小限にするよう努めることとされています。

「合理的な理由」については、子どもに説明できるものがポイントです。また、私物を持ち込むことでの破損や紛失等の可能性については、子どもに十分に説明をしたうえで、子ども自身が所持するかを選択できるように

にする、また破損や紛失を防ぐために、居室の中だけで利用するなど、子どもと一緒に考えることが大切です。

スマートフォンについても、子どもが所持することでどのようなリスクがあるのかを子どもに対して説明することが重要です。子どもがスマートフォンを使いたい理由が、動画をみたいということであれば、タブレットで代替することも可能です。どうしても連絡を取りたい人がいる場合には、一時的に利用できるようにする対応も必要かもしれません。スマートフォンについては、一時保護施設の中で所持できているか否かの視点だけでなく、一時保護施設として子どもの希望にどう向き合い、対応しているかが重要です。

参考)一時保護ガイドライン

II 一時保護の目的と性格

5 一時保護の手続

(6)一時保護した子どもの所持品の保管、返還等

一時保護施設における子どもの所持品の持込みについては、子どもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合に禁止することができるものであり、子どもの意見も踏まえながら、定期的に当該ルールについて、合理的な理由があるかどうか、検証・見直しが必要である。その際、例えば、子ども用の鍵付きの私物ロッカー等を導入する、共同生活の中での破損や紛失があり得る旨を子どもによく説明した上で預けるか否かの子どもの意思を尊重する、普段は職員に預けるが時間を決めて使用するなど、様々な工夫により持込みを禁止する私物の範囲が必要最小限のものとなるよう努める必要がある。なお、子どもが持ち込む所持品を一時保護施設の中で子どもが実際に所持することを制限することも、持込みを禁止することに相当する行為であり、子どもへの十分な説明など同様の対応が求められる。

ア 子どもの所持品

スマートフォン、携帯電話等の通信機器については、子どもにとって心理的に大切な物となっている場合もあるが、保護者等との連絡が可能となるものであるため、子どもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には持込みを制限することも可能である。一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢の子どもにとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、子どもの年齢や利用の必要性等の子どもの個別の事情を踏まえて、子どもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫(例:普段は事務所等で保管し、一定の時間・相手について職員の立会いの下で認める等)について、子どもと話し合い、子どもと職員がともに考えることが望ましい。このほか、インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用と考えられる。

4. 入所している子どもの権利擁護・権利侵害防止

[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

19-1 子どもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している

19-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明している

19-3 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている

19-4 被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている

被措置児童等虐待やその他の被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為とは何か、職員が理解できていることが1つ目のポイントです。当該行為が発生した場合(発生している可能性があると感じた場合)の対応方法とあわせて、職員研修等の取組みが必要です。

2つ目のポイントは、被措置児童虐待等とは何か、もしそう感じるがあった場合にすぐに職員に相談してほしいこと、外部の機関に通告等ができることなどについて、入所時に子どもに対してきちんと説明しているか、です。子どもの権利ノートなど、子どもが所持できるものの中に明記されていることが必要です。

なお、子どもから一時保護施設以外の場所でのいじめや性暴力等があった、という話があった場合には、関係機関に連絡を行う等、その防止に向けた対応も求められています。

参考)一時保護ガイドライン

II 一時保護の目的と性格

3 子どもの権利擁護

(3)被措置児童等虐待の防止等について

一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場合は温かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

[No.20] 子ども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

20-1 子ども同士での権利侵害が起こらないように、子どもへの権利教育を行っている

20-2 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている

20-3 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している

20-4 子ども同士での権利侵害等、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている

子どもに対して子どもの権利について説明する際には、「他の子どもにも同じ権利があること」についても説明し、子ども同士でお互いの権利を守ることの大切さを子どもに伝える必要があります。また、子ども同士での暴力や暴言等があった場合には、すぐに職員に相談するよう伝えます。子どもから相談を受けた場合に、どのように対応するのかをあらかじめ決めておくことが重要です。

なお、暴力や暴言等があるのが、小さな子どもだから、障がいがあるから、などを理由に、他の子どもの権利侵害を容認してはいけません。

[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか

21-1 入所している子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない

21-2 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている

子どもの生まれ育った国や家庭環境等により、特別な対応を必要とする子どももいます。

子どもから、食事の制限や、お祈りの時間などの日課の希望がある場合には、できるだけそれを尊重した個別的な対応ができるよう工夫する必要があります。

なお、そのような子どもを受け入れた経験がない一時保護施設では、そういった子どもの入所があった場合にどのように対応を行うか、を検討しておくことが大切です。

[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか

22-1 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている

ジェンダーアイデンティティのこどもがいつ保護されてくるかわかりません。また、こどもが自ら知らせず、一時保護されてから気づく場合もあります。

その時に備え、居室や生活の場所、服装など、どのような対応ができるかを検討していくことが重要です。特に、男女の生活空間が完全に分離されている一時保護施設においてはあらかじめ検討しておく必要があります。

ジェンダーアイデンティティのこどもといっても、こどもの指向や意向は様々です。こどもの意向を確認しながら対応することが大切です。

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境

[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか

23-1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている

23-2 ユニットを整備している

23-3 個室を提供している

23-4 複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている

23-5 定員超過が慢性化した状態とはなっていない

23-2～4の着眼点は、建物や設備に関するものであり、基準に適合するために建物の建替えや改修等を必要とする場合には、数年単位での検討・対応が必要となるため、いずれかを満たしていないことだけを理由にNo.23の評価を決めるものではありません。

自治体として、基準を満たす建物にしていく計画があるかどうか、また、現建物においても基準の趣旨を踏まえた工夫をすることが大切です。

ユニットの整備に努めることとされている理由は、「個別的な対応ができるようにする」ことや「こどもができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう」にすることです。個室についても「混合処遇の弊害の解消」や「こどもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できる」ようにする目的もあります。建物や設備による制約は様々ありますが、だからこそその中で少しでもよい環境となるよう、一時保護施設の工夫が必要です。

一時保護施設の定員超過については、一時保護施設だけではどうすることもできませんが、定員超過はこども一人ひとりと向き合える時間が少なくなるなど、一時保護施設内でのこどもの権利擁護に影響が出る可能性があります。一時保護中のこどもの権利擁護の観点から、定員超過による課題を相談部門と共有し、一時保護施設側の受入れ体制の見直しや定員超過を解消するための施策について、主管課を含めた検討につなげていく必要があります。

[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか
24-1 こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している
24-2 こどもの生活空間のプライバシーに配慮している
24-3 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している
24-4 家庭的な環境となるよう工夫している
24-5 生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している
24-6 必要な修繕等を行っている
24-7 生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している

一時保護施設は、こどもが安全に生活できる場所であるとともに、こどもにとって安心できる居心地のよい場所であってはなりません。職員にとっては職場ですが、こどもにとっては生活の場です。その視点で、こどもの居室や共有スペースが居心地のよい場所となっているかを考えることが重要です。

居室などの自分のプライベート空間が、自分の部屋、自分の場所と思えるような工夫がされているか、共有スペースの備品の置き場所や置き方、張り紙等が生活の場になさわしいものになっているかがポイントです。

また、職員が外から居室の中をのぞける構造になっていたり、こどもの許可無しに居室に出入りすることは、こどものプライバシーが守られているとはいえません。こどもにプライバシーに配慮した環境・対応が必要です。

2. 職員体制・職場環境

[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか
25-1 管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている
25-2 管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている
25-3 スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている
25-4 管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている

児童相談所長が一時保護施設の管理者の場合、所長が一時保護施設の運営にどのように関わっているか、実態として一時保護施設のマネジメントを誰が行っているのか、各々の役割や責任等が明確になっていることが大切です。

指導教育担当職員については、他の職員は指導教育担当職員が誰なのかを認識できているか、一時保護施設内のスーパーバイズを誰がどのように行っているかがポイントです。指導教育担当職員以外にもスーパーバイズが行うことができる職員がいる体制は望ましいですが、スーパーバイズは指導教育担当職員の重要な役割です。

[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか
26-1 受入れをするこどもの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している
26-2 直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている
26-3 専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている
26-4 各職種の役割や権限、責任が明確になっている

一時保護施設の設備及び運営基準に基づく職員が必要数配置されていることは最低条件です。

次に、各職種の役割が明確になっており、かつそれが共有されていること、また看護師や心理療法担当職員がその役割を果たせる勤務となっているか(シフト要員になってしまっていないか)も重要です。

定員超過が慢性化している場合には、実際のこどもの数に応じて必要な職員の加配がされているかも重要なポイントになります。

学習指導や調理などを委託している一時保護施設においては、その内容や質に問題のない、必要な体制が組み立てられていることが必要です。

参考)一時保護施設の設備及び運営基準
(職員)

第十八条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数、児童おおむね十人につき一人以上とする。

4 学習指導員数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか
27-1 夜間に2人以上の職員がいる
27-2 ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している
27-3 夜間における行動観察やケアができる体制(正規職員の配置等)がある
27-4 児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している

入所直後のこどもは、夜間に不安定になることもあるため、適切な対応ができる職員体制とすることが必要です。また、夜間にしかわからないこどもの行動や状況等もあり、夜間の行動観察も重要です。これらのことができる夜間の体制が確保されているかがポイントです。

なお、夜間の職員を、「夜勤」ではなく「宿直」としている場合には、労働基準法の宿直の範囲を超えた勤務となっていないか確認する必要があります。

参考)一時保護施設の設備及び運営基準

(夜間の職員配置)

第十九条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設(前項に規定するものを除く。)には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか
28-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みを行っている
28-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みを行っている
28-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みを実施している
28-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがある
28-5 職員が外部研修を受講している

一時保護されたこどもの最善の利益の実現のために質の高い支援を行うためには、一時保護施設職員の資質向上のための取組みが不可欠です。

1つ目のポイントは、研修すべきテーマを適切に選定した計画的な研修を実施できていることです。継続的に研修すべきテーマや法改正等の押さえておくべきテーマが取り入れられているかも大切です。職員が講師になる所内研修もあれば、都道府県主催で実施する研修、リモートで外部講師に研修してもらう方法、職員が外部の研修を受講していく等、様々な方法があるので、各一時保護施設の状況に応じて、外部の資源を上手く活用しましょう。

2つ目のポイントは、会計年度職員なども含めた全職員を対象とする研修の実施です。一時保護施設はシフト制のため、全職員が一堂に会して行うことは難しいですが、こどもの学習の時間を活用したり、月1回は職員会議や研修の日として設定して全職員が出勤する日をつくるなど、できるだけ多くの職員が参加できるような工夫をしている一時保護施設もあります。正職員だけでなく、会計年度職員なども含めた全職員が学べる機会をつくるのが重要です。

3つ目は、新任職員向けのしっかりとした研修があるか、着任後のフォロー体制があるかです。全てをOJTに頼るのではなく、OJTでの学びを振り返る、サポートする支援体制が必要です。

4つ目は、職員が自身の資質向上に取り組みやすい、研修を受けやすい職場環境、雰囲気等があるかです。外部研修を勤務時間内で参加できるか、費用は自己負担かなど、現状は自治体によって様々です。

5つ目は、職員一人ひとりの育成計画があるかになります。職員によって持っている経験やスキル、得手不得手も様々ですので、個々の職員にあった育成をしていく取組みも必要です。

参考)一時保護ガイドライン

3 一時保護施設の職員

(1)研修の機会の確保 一時保護施設の職員は、これまで生活していた家庭や地域社会から離れて一時保護されるこどもが一時保護施設において安心して生活が送れるよう、こどもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められることから、都道府県等

においては、その資質の向上のための取組を行うことが重要である。

一時保護施設設備運営基準において、都道府県知事は、一時保護施設職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見を又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならないものとされたところであり、令和4年児童福祉法等改正 法により強化されたこどもの権利擁護に関する事項(児童の権利に関する条約の内容を含む。)や、こどもの意見又は意向を尊重した支援の実施、こどもの年齢や発達の状況、特性、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に配慮した個別ケアの実施など、一時保護が行われるこどもに対する権利擁護や適切なケアを実施するために必要な事項についての研修の機会を確保することが求められる。このため、一時保護施設職員が研修受講をしやすい職場環境となるよう配慮しつつ、職員に対する研修受講の 37 促進、研修受講職員による一時保護施設職員への報告会(研修内容の横展開)、一時保護施設内における事例検討会の実施等あらゆる機会を通じ、一時保護施設職員の資質の向上を図ることが重要である。また、一時保護施設職員の資質の向上については、正規の職員だけでなく、臨時職員についても重要であることから、臨時職員も含め、こどもの支援に関わる全ての一時保護施設職員に対して資質の向上を図る研修の機会の確保が必要である。

[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか

29-1 適正な就業状況を確保している

29-2 職員の健康管理を適切に行っている

29-3 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みを行っている

29-4 一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている

「適切な就業環境」かの視点としては、以下のようなものがあります。

- ・休憩時間が確保できているか
- ・慢性的な長時間勤務となっていないか
- ・有給休暇の取得はできているか
- ・休暇の日はしっかり休めているか(頻繁に緊急対応の相談連絡を受けなければいけなかったり、夜間の問い合わせ対応のための電話を常に所持している等の状況ではないか)

一時保護施設は、職員によって精神的な負担も大きい職場です。こどもの権利を守る職場には、そこで働く職員を守るための職場環境づくりが必要です。

3. 情報共有・関係者間連携

[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか

30-1 職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある

30-2 職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である

30-3 職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している

こどもの入退所が多く、様々なこどもが生活する一時保護施設では、日々、予定外のことや緊急対応を必要とすることなどが起こります。またシフト制のため、自分の勤務時間以外の状況も想像しながら対応することが必要です。そのため、職員には他の職員や一時保護施設内の状況をみながら、必要に応じてフォローし合う意識をもつこと、職員が声を掛け合い、互いに支え合える雰囲気づくりなど、「チーム」として機能させることが大切

です。

職員間での情報の引継ぎは、朝・夕の申し送り会議で実施している一時保護施設が多いですが、その方法や時間は様々です。申し送り会議は、多くの職員が集まる貴重な時間であると同時に、こどもへの対応が手薄になる時間でもあるため、効率的かつ効果的な会議とすることが大切です。記録で確認できること、口頭で共有する必要があること、意見交換等を必要とすることが整理され、会議の目的・論点が明確になっているかがポイントです。また、同じ内容を何度も引き継ぐ必要のないよう、勤務体系や会議の実施単位(ユニット単位なのか、一時保護施設全体なのか等)などの工夫も必要です。

[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか

31-1 相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある

31-2 こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている

一時保護施設の職員と、児童福祉司や児童心理司などの相談部門の職員間で、日常的なコミュニケーションができてることが「連携」の基本です。どんな話ができているか、話やすい雰囲気があるかなどのコミュニケーションの内容・質は、一時保護施設と相談部門の距離感として表出します。

相談部門と一時保護施設の役割分担が明確になりすぎて、お互いに口を出さない、出せないというような雰囲気がある場合は変えていかなくてはなりません。また、相談部門の職員が一時保護施設の役割を正しく理解できているかも重要です。お互いの役割を相互に理解したうえで、相乗効果を発揮することが「連携」です。

なお、他の評価項目でも、相談部門との連携がポイントになっているものが多数あります。評価を行う際には、重複評価にならないよう、どこに課題があるのかを明確にすることが必要です。

[No.32] 情報管理を適切に行っているか

32-1 個人情報を適切に取り扱っている

32-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている

32-3 書類や記録等は適切に管理・更新をしている

32-4 法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要性が生じた場合には、こどもや保護者の同意を得ている

32-5 情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている

必要な情報が記録として残されているか、それらの記録等はいつでも確認できるように整理されているか、職員以外が見ることができないよう書類の掲示や保管がされているかなどがポイントです。特に、執務スペース内の掲示物やファイルの背表紙などのこどもに関する情報については、注意が必要です。

[No.33] ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか

33-1 こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある

33-2 職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している

33-3 AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている

一時保護施設には、こどもに関する情報や、日々のこどもの支援記録の他、職員会議や施設の運営に必要な記録等、様々な情報と記録があり、記録作成は職員にとって時間的・精神的に負担の大きい仕事です。一時保護中のこどもやその家族に関する情報は、常に一時保護施設と相談部門で共有する必要がありますが、共有のための仕組みや体制等が十分でないと、共有のために二度手間が生じるなど、職員の負担がより大きくなります。

相談部門と一時保護施設の双方が入力・閲覧できるシステムの導入や、複数の職員が同時に入力・閲覧できるだけのパソコンの設置の他、様々なツールも開発されています。こどもへの支援の質の向上と職員の負担軽減の観点から、児童相談所としてのICTの活用は不可欠であり、主管課として積極的な推進が求められます。

4. 関係機関との連携

[No.34] 医療機関と適切に連携しているか

34-1 必要な場面で医療機関からの協力が得られている

34-2 こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある

34-3 必要な場面で児童精神科医の協力が得られている

一時保護中のこどもに対し、必要な医療が行うための医療機関との連携体制があるかがポイントです。夜間や休日にも対応してもらえる医療機関や、児童精神科医の協力など、相談部門と連携しながら、医療機関とのネットワークを広げていく必要があります。

[No.35] 警察等と適切に連携しているか

35-1 必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している

35-2 警察等の面接等にあたっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている

警察と主に連携するのは相談部門かもしれませんが、一時保護中のこどもが無断外出した際の警察への協力依頼など、一時保護施設が直接かかわる場面もあります。必要なときにすぐに協力を依頼できるよう、警察の連絡先等を一時保護施設内で共有しておくことが大切です。

また、こどもへの事情聴取や現場検証等においては、こどもの心理的負担を軽減するための対応を警察・検察と調整する必要があります。相談部門が警察・検察との調整等をするにあたり、こどものことを最も理解している一時保護施設がこどもに寄り添い、こどもの不安や希望等を確認したり、こどもの状況やこどもの意向、配慮が必要なこと等を相談部門に伝えるなど、相談部門と連携しながら、こどもの気持ちに最大限配慮した対応を行うことが求められます。

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

[No.36] 緊急保護を適切に行っているか

36-1 緊急保護ができる環境と体制が確保されている(居室の確保、夜間の保護の体制等)

一時保護施設の有する機能の1つが緊急保護であり、いつでも緊急保護ができるよう準備しておく必要があります。

緊急保護時に子どもが利用できる居室があるか、夜間の緊急保護を想定した職員体制が確保されているかがポイントです。夜間の緊急保護の場合の相談部門のかかわり方や、他の子どもの生活に支障のない受入れができる環境となっているかなども大切です。

[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか

37-1 個々の子どもに合わせた生活の支援を行っている

37-2 日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている

37-3 役割や当番を設定する場合は、子どもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりの子どもの状況に応じて設定している

37-4 一時保護施設での生活を通して、子どもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している

37-5 子どもが一人になれる時間や場所がある

一時保護施設における生活面のケアは、「日課」を柔軟に運用ながら、子どもの状況や意向等に応じて子ども一人ひとりにあった支援が行えているかがポイントです。子どもの日課や役割・当番は一時保護施設により様々ですが、子どもによっては日課や役割・当番を負担と感じていることもあります。

一時保護施設にいる子どもの背景は様々ですが、多くの子どもは権利侵害を受け、心身に傷を抱えて一時保護施設で生活しています。そのような子どもたちにとって、一時保護施設は頑張るところではなく、心と身体の休息と回復の場である必要があります。毎日目標を立てて振り返りや反省等をする、日記を書かなくてはいけないなどの「日課」や、共有スペースの掃除当番の設定など、その必要性や目的を改めて検討することも必要かもしれません。

また、一時保護施設での生活を通して徐々に生活習慣が身につくよう支援することも重要ですが、子どもの心身の状況に十分な配慮が必要です。

なお、一時保護中の子どもからは「ひとりになれる時間がほしい」という意見も多く聞かれますので、生活の中でそのような時間がとれるようにしましょう。

[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか
38-1 こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している
38-2 こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している
38-3 事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる
38-4 遊具や備品について定期的に点検している

一時保護施設におけるレクリエーションは、各施設で様々な工夫がされていますが、子どもからは「本やマンガ、DVD は見飽きた」「自由時間があってもやることがない」といった、「暇」という意見が多くあります。外出の自由が制限されている一時保護施設において、こどもが楽しみを感じる時間を持つことは、こどもの生活の質においてとても大切なことです。

一時保護施設に来てよかったこととして、一時保護施設で初めてやってみたことや、できるようになったことをあげるこどももいます。一時保護施設のレクリエーションはこどもにとってそれだけ重要なものであるという認識のもとでレクリエーションの環境やプログラムを考えなくてはなりません。

テレビゲーム、SwitchやDS、Netflix や Amazon Primeなどを導入している一時保護施設も多くあります。こどもがどんなレクリエーションをしたいと思っているのかを聞き、それをどう実現するかを考えることが大切です。

[No.39] 食事を適切に提供しているか
39-1 食事の安全・衛生を確保している
39-2 食事を適時適温で提供している
39-3 献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含むものになっている
39-4 こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している(おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか)
39-5 食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している
39-6 こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている
39-7 こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている

こどもにとって、食事は生活の楽しみの1つです。おいしくて、あたたかい食事の提供はもちろん、食事を楽しめる雰囲気も大切です。コロナ下では、黙食や居室での個食とせざるを得ませんでした、「孤食」とならないよう注意し、みんなで食事を食べることの楽しさを知ってもらう工夫が必要です。

また、こどもによって、アレルギーや好き嫌い、食事量など様々です。できるだけこどもの個別の事情に対応できるよう、定期的に調理員(調理業者)との協議の場を設ける等の取組みも必要です。

[No.40] こどもの入浴は適切か
40-1 入浴の回数や時間は適切である
40-2 入浴時間帯は適切である
40-3 こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している

一時保護施設によって浴室の数は限られており、入所中のこどもの人数に応じて、一人あたりの入浴時間等を工夫する必要があります。しかし、おやつ後から夕食までの時間に入浴し、そこから寝間着で過ごすというのは、家庭生活ではない生活スケジュールです。

その要因の1つに、職員が手薄になる時間帯の入浴を避けていることがあります。一人で入浴しても問題のないこどもは夕食後にするなど、家庭的な生活を意識した工夫も大切です。

また年齢によっては、洗面、入浴などに必要な消耗品、備品等についても、「使いたいものがない」という意見もあります。こどもの意見を聞き、可能なものは揃えられるような工夫も必要です。

[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか
41-1 衣服の清潔は保たれている
41-2 時間と場所に応じた適切な衣服を着用している
41-3 発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている
41-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できる
41-5 こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である
41-6 下着を提供する場合は、新品を提供している

衣服については、こどもが自分の着る服を選ぶことができるか、がポイントです。

こどもが季節や場所、活動の内容にあった適切な衣服を選べるよう支援することが大切です。私服を着るかどうかだけでなく、一時保護施設の服の中からこどもが着たい服を選べるような工夫が必要です。

なお、私服については、一時保護施設で洗濯することで傷んでしまう可能性があることをきちんと説明してあげましょう。

[No.42] こどもの睡眠は適切か
42-1 こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している
42-2 部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である

内閣府平成27年度子供・若者白書によると、こどもの就寝時刻の実態(平均)は小学生 21 時 57 分、中学生 22 時 55 分、高校生 23 時 42 分となっています。日常生活と大きく乖離することなく、十分な睡眠を確保できる就寝時刻を設定することが必要です。

就寝時刻の目安は、小学生 21 時、中学生 22 時、高校生 22 時以降等ですが、こどもの体力的なことやたくさん寝たいこども等様々な睡眠スタイルがありますので、就寝時間の幅を持たせ、こども自身が自分にあった就寝時間を選択できる方が望ましいといえます。

なお、小学生と中高生の就寝時刻を分けることで、中高生が職員と個別に話をする時間が確保しやすくなるというメリットもあります。

また、こどもが入眠しやすく安眠しやすい環境となるよう、部屋の明るさや室温の調整や、寝具やぬいぐるみ等の持ち物等を工夫します。こどもによって寝やすい環境が違いますので、こどもの意向を聞くことが大切です。

居室の場所や、居室の扉のしつらえによっては、執務室や廊下の明かりがもれてしまうことがありますので、カーテンをつけたりするなどの対策を講じる必要があります。

[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか
43-1 入所時にこどもの健康状態を把握している
43-2 こどもの健康状態を適切に把握している
43-3 こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている
43-4 健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある

一時保護にあたっては、こどもの健康診断を行うことが必要です。

また、一時保護中のこどもについて日々の健康状態が確認されていること、体調不良時に速やかに医療機関を受診するなど、適切な対応が行う必要があります。

こどもの健康管理における看護師等の医療職のかかわり方がポイントの1つです。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅱ 一時保護の目的と性格

5 一時保護の手続

(1)一時保護開始の手続

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、一時保護施設設備 運営基準第 27 条第1項にあるとおり、必要があれば専門の医師又は歯科医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきたこどもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師又は歯科医師の診察を受けさせる。

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか
44-1 こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている(ICT の活用等を含む)
44-2 学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている
44-3 在籍校との連携を図っている
44-4 通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している

一時保護施設のこどもには、学校に行きたくないというこどもも多いですが、学校や友だちが居場所になっていたこどもにとって学校に行けないことはとてもつらいことであり、学校に行けないことを理由に一時保護施設に行くことを嫌がったり、早く退所したいというこどももいます。学校に行けないことで授業についていけないのではないかと不安に感じているこどももいます。

一時保護委託という選択を含めて学校に行けるようにするための検討がなされているか、通えないこどもについても在籍校から学習教材を取り寄せたり、リモートで授業を受けること等を含めて、学校の先生との定期的な面会ができるような工夫がされているか等、こどもの不安を少しでも軽減するための検討や調整を行うこ

とが大切です。

通学ができていないからマイナスの評価ということではなく、こどもが適切に教育を受けられるようにどのような取組みをしているかが重要です。

[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか
45-1 こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない
45-2 無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている
45-3 無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している
45-4 無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている
45-5 無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている

こどもの無断外出については発生予防が重要ですが、その行動の背景や要因を丁寧に探り、そのこどもが抱える課題に対して寄り添ったケアや必要な指導を行うという趣旨であり、無断外出ができないようにするというものではありません。

大切なことは、仮に無断外出が発生した場合に、こどもの生命や身体を守るために必要な対策を講じることです。無断外出にあたり、こどもが飛び降りたりせずすむ動線の確保とそれについてのこどもへの説明や、無断外出発生時に速やかに気づき、保護できるような対応マニュアルの作成や警察との連携が必要です。

また、戻ってきたこどもには、まずは無事に戻ってきてくれて安心したことや、職員みんなが心配したことを伝えます。こどもが落ち着いてからは、こどもの気持ちに寄り添いながら、どうして無断外出したくなったのかを聞き、どうすればよかったのか等の解決方法をこどもと職員で一緒に考えることが大切です。

他のこどもの目の前で無断外出が起きた場合には、無断外出を目撃したことでの心の揺らぎを受け止め、もし心配なことや不安なことがある時にはいつでも職員が力になることを伝えます。その際、無断外出したこどもの話はしないようにしましょう。なお、無断外出があった後は連鎖反応が起こる場合がありますので、職員間で情報を共有し、普段よりも見守りを強化することも必要です。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

6 保護の内容

(2)生活面のケア

無断外出等の行動や反応を示すこどもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、そのこどもが抱える問題解決を最優先にした上で、こどもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行う。その際は、こどものこれまでの家庭環境やこどもの発達上の特性、心身の状況等を踏まえて、こどもの気持ちや事情を共感的に受け止めながら、こどもが自己肯定感を持てるような言葉がけ等に十分配慮することが必要である。例えば、一時保護になったのはこども自身のせいだと思わせるような言動や他のこどもと比較するといったこどもの自己肯定感を下げるような言動、単なる 罰として作業や運動等を科したり個室に入れて個別対応を行う、といった対応等は厳に慎むべきである。

V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント

4 特別な配慮が必要なこどものケア

(4)無断外出

ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、こどもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、こどもの状態や特性等について一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出等の行動上の課題が発生した場合には、その影響を受けているこどもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

ウ 無断外出したこどもが保護され、帰ってきた場合の対応職員は、こどもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。そして職員は、無断外出等の行動上の課題はこどもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、こどもからの説明にじっくりと傾聴し、その意見又は意向を丁寧に聴いて 様々な感情を受け止めていくことが必要である。こうした対応をとる際には、無断外出等の行動化をしているこども に対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。このような無断外出等の行動上の課題に対して、作業や運動等を罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して、こどもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが重要である。

[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか

46-1 発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている

46-2 未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している

「未就学児」といっても、こどもの年齢や状況は様々であるため、こどもに応じた遊びをとりいれる必要があります。年齢毎の一般的な発達の目安で判断するのではなく、そのこどもが望む遊びや遊具、備品を提供することが大切です。また、未就学児が理解しやすいよう、生活や活動について絵や図を用いて伝える等の工夫も必要です。

こどもの年齢や発達による個人差がありますので、家具や備品等はこどもの体格にあわせたものを使えるよう準備しておくことも必要です。

思いや感情を言葉で表現することの難しい就学前のこどもについては、それらの遊び等を通して、こどもの表情や行動等の非言語の発出を見逃さずにしっかりと受け止め、支援方針や援助指針(援助方針)につなげていくことが一時保護施設の職員に求められている役割です。

2. アセスメント・支援方針

[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか

47-1 一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している

47-2 一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している

一時保護開始時はもちろん、一時保護中のこどもについて、相談部門が新しく把握した情報を速やかに一時保護施設と共有したり、一時保護施設におけるこどもの様子や、こどもの意見・意向について、相談部門と適宜共有しながら、一時保護施設における支援方針や援助指針(援助方針)に反映していけるよう、密な情報連携を図ることが必要です。

担当の児童福祉司、児童心理司と一時保護施設職員のケース会議だけでなく、お互いの記録等を双方が確認できるようなシステムを活用するなど、必要な時にすぐに確認できるような、環境面の整備も重要です。

[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか
48-1 こどもの全生活場面について行動観察を行っている
48-2 こどもの行動観察の結果を記録している
48-3 行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている

一時保護の有する機能の1つがアセスメントです。一時保護施設では、こどもの生活場面におけるこどもの様子や職員や他のこどもとのかかわりを通じてこどもの行動観察を行う必要があります。職員は、こどもの様々な言動に寄り添い、こどもと共にその「意味」を読み解くことが求められています。

行動観察の記録は、①こどもの言動等の観察した事象、②その事象が生じた背景・理由として考えられること、③そのように職員が考えた理由(所見)、④そこで職員が実施したこと、を押さえて作成します。また、こどもの問題行動だけでなく、こどものストレングスについての行動観察も大切です。

観察した事象だけの記録、こどもの課題のみを探すための行動観察は、一時保護施設における行動観察としては不十分です。こどもの行動観察記録を確認し、行動観察の視点や記録の書き方等が適切であるかが確認のポイントです。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

5 こどもの観察

担当者は、援助指針(援助方針)を定めるため、一時保護したこどもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中でこどもと関わりながらこどもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント

3 一時保護中のケア

(6)ケアを通じたアセスメント

こどもと職員・里親等の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、こどもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。特に、一時保護の支援に携わる職員においては、関わりながら行動観察によるこどもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況等の情報も必要となる。アセスメントに際しては、職員が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、こどもをケアしていく中でそのこどもを共感的に理解しようとする中で、こどもの発達段階や抱える問題等を知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。特に、虐待やネグレクト等の不適切な養育を受けてきたこどもは、その体験が基となり、心的外傷関連の障害やアタッチメント関連の障害として、こどもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターン等、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。こどもが「問題行動」を表出した際には、心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題等との関連性を吟味することが、こどものアセスメントに有効となる。また、行動観察では、日常生活をこどもと共にするなかで、こどもに積極的に関わりながら、こどもの言動、認知、感情、関係性等の特徴を把握することが必要となる。不適切な養育体験のあるこどもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難なこどもも少なくない。職員は、「こどもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、こどもと共にその「意味」を読み解くことが必要である(※)。

※ 例えば、あるこどもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他のこどもとの激しいトラブルが頻発したが、職員

が個別に関わり、丁寧に対応することによって、このこどもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題が生じるこどもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、こどもの一時保護の理由は父母間の DV の目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。このように、一時保護では、こどもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、こどもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めたこどもの理解を行うことになる。

[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか

49-1 観察会議を適切な頻度(原則として週1回)で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている

49-2 観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している

日々の行動観察をもとに、観察会議を実施し、行動診断を行います。

こどもは職員によって見せる顔が違ふことがあります。職員や職種によって、こどもを観察する視点も違います。その様々な行動観察の結果を職員間で共有して、行動診断を行うのが観察会議であり、担当の児童福祉司、児童心理司、一時保護施設職員のみで行う個別のケース会議とは異なるものです。

行動観察の結果を踏まえた援助指針(援助方針)の検討につなげるとともに、援助指針(援助方針)を見据えた一時保護施設での支援方針の検討が行えるよう、観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加しているかも重要なポイントです。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

9 観察会議等

職員は業務引継ぎを適切に行い、その担当するこどもの状況について十分把握する。原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々のこどもの行動観察結果、聴取できたこどもの意見、そこから考えられるこどもの行動の背景、それに基づく一時保護施設内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

[No.50] 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか

50-1 行動診断や援助指針(援助方針)に基づく支援方針を職員間で共有している

50-2 支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている

50-3 一時保護解除後を見据えた支援を行っている

一時保護施設におけるこどもへの支援にあたっては、職員が別々に自分の考えで支援を行うのではなく、一時保護施設として立てた支援方針に基づいて行われる必要があります。

入所時のアセスメント、行動診断や援助指針(援助方針)などに基づき、一時保護施設としての支援方針を定め、児童指導員、看護師、保育士、心理療法担当職員、学習指導員等のそれぞれの役割・こどもへのかかわりを具体的にして共有して支援を行います。

一時保護施設の退所後に、こどもが自分自身を守ったり、自分の気持ちを伝えたり、助けを求めることができるような正しい知識や力をつけていくことも意識して、支援方針を検討することが大切です。

[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか
51-1 チームで情報共有しながらアセスメントを行っている
51-2 総合的なアセスメントに基づく援助指針(援助方針)を策定している
51-3 援助方針会議に一時保護施設職員が出席している

援助指針(援助方針)の策定は相談部門の担当ですが、援助指針(援助方針)を策定するにあたっては、一時保護施設におけるこどもの様子や、こどもの意見・意向等を相談部門と共有し、それらも含めた総合的なアセスメントに基づく援助指針(援助方針)を策定することが必要です。

その策定過程や、援助指針(援助方針)を決定する援助方針会議の場に一時保護施設の職員も参加し、一時保護施設の見立てもしっかり反映できるような仕組みとすることが大切です。

[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか
52-1 こどもの変化に応じた支援を行っている
52-2 適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている

一時保護中のこどもの変化にあわせて、一時保護施設における支援方針を見直していく必要があります。

こどもの変化の内容によっては、援助指針(援助方針)の見直しも必要かもしれません。また、一時保護期間が長期化しているこどもについては、こどもの様子等を相談部門に伝え、こどもにとっての最善の方法を児童相談所として検討していくことが大切です。

支援方針や援助指針(援助方針)の見直しをどのように行っているか、行えているのかがポイントです。

[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか
53-1 こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている
53-2 こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している
53-3 親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している

こどもによっては、離れて暮らす家族が自分をどう思っているのか、家族はどうしているのかを心配している場合もあります。こどもが希望する場合に、こどもに対して家族の様子を伝えることができているか、できていない場合にはその理由がこどもにきちんと説明されているか、が1つ目のポイントです。

また、家族の様子をこどもに伝えた後、こどもが家族についてどのように考えたかは、援助指針(援助方針)を決めるうえで重要であり、こどもの気持ちを一時保護施設から相談部門にきちんと伝える必要があります。

こどもが望む結果ではない場合もありますので、こどもに家族の話をする事について相談部門と一時保護施設で共有し、一時保護施設の職員がこどもをサポートする準備をしておくなど、相談部門と協働でこどもへの対応を検討することが必要です。親子関係再構築の支援においては、こどもの気持ちを大切にしながら、保護者にも寄り添う、相談部門と一時保護施設がチームとなって支援を行うことが大切です。

3. こども個別の特性や課題等への対応

[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

54-1 性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている

54-2 こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている

54-3 一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対応を行っている

54-4 PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている

性加害や性被害のこどもの受入れにあたっては、相談部門や医師との多職種で行うカンファレンスに一時保護施設の職員も参加し、一時保護施設における対応や支援について丁寧に確認するとともに、入所後の子供の状況についても細目に情報共有を行う等、必要な支援が適切なタイミングで行えるようにする必要があります。

一時保護施設の中では、男女間だけでなく、同性間での性的問題も発生する可能性があります。全てのこどもに対してプライベートパーツやパーソナルスペースなどについて丁寧に説明し、こども同士がお互いを傷つけることのないような教育等が必要です。

「腕一本分の距離をとること」などのルールを伝えるだけでなく、その意味をきちんと伝え、こどもが「境界」「同意」「尊重」を理解できるようにすることが大切です。

[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか

55-1 他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している

55-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている

55-3 他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている

他害や自傷等の行為があるこどもを受け入れるにあたっては、相談部門や医師等の多職種でその背景のアセスメントを行い、一時保護施設のこどもの生活環境や対応、支援における留意点について丁寧に検討することが必要です。

他のこどもや職員に対して暴言・暴力があった場合には、毅然とした対応をし、なぜそのような暴言・暴力をしてしまったのか、どうしたらやめることができるかをこどもと一緒に考えることが重要です。

また、自傷の可能性のあるこどもについて、自傷行為をただ止めるだけでは、職員の見えないところ隠れて行うようになるなど、こどもにとってリスクが高まる可能性があります。自傷については、本人が自傷行為は問題であると意識し、自ら話し出せるようになることが第一歩であり、そのためには話してもよいと思える、信頼できる大人の存在が大切です。

なお、一時保護施設内で他害や自傷等があった場合には、直接被害を受けていないこどもへのケアも忘れずに行う必要があります。

[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか

56-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている

56-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している

56-3 重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮を行っている

重大事件に係わる触法少年の一時保護にあたっては、そのこども本人の心理面や行動面の状態や、一時保護施設内に他のこどもの生活への影響を最小限にできるような生活の場をどう確保するか、支援体制が確保できるかなど、一時保護施設で受け入れる場合にどのような対応を行うかについて、相談部門や主管課とともに十分に検討する必要があります。

一時保護施設で受け入れる場合の懸念事項、支援を求めたいこと等、一時保護施設としての意見を相談部門等に伝え、一時保護施設が少しでも安心して受け入れできるよう、連携した対応が必要です。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅱ 一時保護の目的と性格

4 一時保護の環境及び体制整備等

一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護については、当該こどもの心理・行動面での課題の重篤性、一時保護中の他のこどもへの影響、当該こどものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあつては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるため、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。

なお、警察の下にあるこどもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

6 保護の内容

(8)特別な配慮が必要な事項一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援の内容を決定することが必要である。

V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント

4 特別な配慮が必要なこどものケア

(3)重大事件触法少年 特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こしたこどもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない 部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合等もあることから、事件の内容、こどもの状態等に応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

[No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか
57-1 障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある
57-2 障害特性に応じたケアを行っている
57-3 周りの子どもが障害について理解できるような取組みを行っている

一時保護施設では、障害をもつ子どもを保護する場合があります。子どもの障害特性を踏まえた、生活環境面での工夫や、専門的な支援が求められる場合があるため、いつでも緊急保護ができるよう準備しておく必要があります。

建物の構造や支援体制などから、一時保護施設での受入れが難しい場合でも、一時保護委託等がすぐに行えるよう、受入れ先を確保しておくことが必要です。一時保護施設での受入れ可否の基準等を相談部門と協議をし、認識をあわせておきましょう。

また、必要に応じて、周りの子どもにも障害への理解や配慮してほしいことなどを説明するなど、子ども同士の関係への配慮も大切です。

[No.58] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか
58-1 健康上配慮が必要な子どもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある
58-2 健康上配慮が必要な子どもの状態に応じたケアや医療行為を行っている
58-3 服薬管理を適切に行っている
58-4 誤薬防止策を講じている

健康上配慮が必要な子どもや、服薬管理が必要な子どもを受け入れるにあたり、日常生活における必要な支援や対応が行える体制となっているか、職員間での情報共有や観察・管理を徹底するためのルールづくり等の工夫がなされているかを確認します。

また、緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されているかの確認も必要です。

なお、子どもの年齢や支援体制等から、受入が難しい保護所の場合には、受入れの可否の判断基準や、受入不可の場合の対応等が明確になっているかを確認してください。

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか
59-1 一時保護解除を伝える時期について、子どもの状況等を踏まえ十分に配慮している
59-2 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている
59-3 一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている
59-4 子どもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方について子どもに伝えている

一時保護の解除は、こどもにとっては、一時保護施設でつくった職員や他のこどもとの人間関係を失うことになるため、不安を感じる場合もあります。

一時保護解除やその後の生活等についてのこどもへの説明は、児童福祉司等の相談部門が担当するかもしれませんが、一時保護施設の職員は、こどもに寄り添い、こどもの気持ちを聞いたり、一時保護解除の生活についてこどもと話をしたりするなど、こどもが少しでも不安を軽減できるよう、こどもに寄り添う存在であることが求められます。

一時保護施設でのこどもの状況を相談部門と共有しながら、一時保護解除を伝える時期やその後のこどもへのサポートなど、一時保護施設と相談部門が連携してこどもへの対応を行うことが重要です

[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか
60-1 家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる
60-2 施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる
60-3 一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている

一時保護解除にあたり、こどもが安全な家庭環境で生活できるよう、また施設や里親のもとで安心して生活できるよう、保護者や施設、里親に対し、こどもの強みや長所、課題、継続的な取組みが必要なこと、大切にしていることやもの等について、丁寧に、わかりやすく引継ぐことが必要です。

保護者や施設、里親等への説明は、児童福祉司等の担当かもしれませんが、一時保護中のこどものことを最も理解しているのは一時保護施設の職員であり、児童福祉司等からきちんと伝わるよう、情報提供することが求められます。一時保護施設の職員から直接伝えたほうがよいことなどがある場合には、児童福祉司等と一緒に家庭等に訪問するなど、一時保護施設として最も適切だと思ふ方法を相談部門に提案し、対応方法について協議することも必要です。

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか
61-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある
61-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている
61-3 マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある
61-4 マニュアル等の内容について見直し等を行っている

一時保護施設の設備及び運営基準において、「安全計画を策定すること」とされています。その内容は、一時保護施設における設備等の安全点検、地域や関係 機関との連携や協力体制、緊急時における保護者への連絡方法、子どもが無断外出した際の対応、通学や課外活動等のために自動車を利用する場合のこどもの所在確認などになっています。また、職員の安全対策に関する研修等、こどもの安全の確保を図る必要な項目を安全計画に盛り込む必要があります。

これらの内容は、多くの一時保護施設で「マニュアル」という形で作成されていますがその内容の見直し・更新がされずに実際に行われている支援等と異なってしまっていることが多くなっています。

一時保護施設内にどんなマニュアルがあるかを整理し、そのマニュアルを活用した職員研修を定期的実施することが必要です。そして研修などで利用する際にその内容が適切なものとなっているかを確認し、更新していくことが重要です。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

7 安全対策

一時保護施設設備運営基準第6条第1項において安全計画を策定 することとしており、一時保護施設における設備等の安全点検、地域や関係 機関との連携や協力体制、緊急時における保護者への連絡方法、子どもが無断外出した際の対応、職員の安全対策に関する研修等こどもの安全の確保 を図る必要な項目を安全計画に盛り込む。また、同条第2項にあるとおり、策定した安全計画については、実際に児童を保護する職員に周知するとともに、当該職員に対し研修や訓練を定期的実施する。加えて、同条第3項 にあるとおり、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う。

また、一時保護施設設備運営基準第7条にあるとおり、一時保護施設に入所している子どもに対し、通学や施設外活動等のために自動車を運行する 場合は、こどもの自動車への乗降車の際には、点呼等によりこどもの所在を 確認する。

[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか

62-1 こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている

62-2 こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている

62-3 こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる

一時保護施設内で、事故や子どもがケガをしそうな危険な場所等があれば、必要な対策を講じ、子ども安全な生活環境を確保しなくてはなりません。建物や設備・備品の老朽化や破損等は思わぬ事故やケガにつながる可能性がありますので、大きな破損に限らず、子どもたちの生活に不安な箇所が気が付いたときにはできるだけ早く修繕等を行うようにしましょう。定期的に施設を点検し、計画的に必要な修繕を行うとともに、緊急修繕に備えて一定の修繕費を毎年予算として確保することが必要です。

万が一、事故やケガなどのアクシデントやインシデントが発生した場合には、その原因を検証し、同じことが発生しないよう再発防止策を検討することが重要です。

また、危うく重大な事故やケガになりそうだった、という「ヒヤリ・ハット」の事例を共有し、その要因を確認して改善していくことで、重大な事故等の未然防止につながります。職員がヒヤリ・ハットに気付けることがとても大切です。

なお、こどもの事故やケガには、一時保護中の自死や自死未遂も含まれます。

[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか
63-1 火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している
63-2 避難訓練を毎月1回以上実施している
63-3 日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている

地震や火災等の非常災害時に備えた避難計画を作成する必要があります。避難計画は、夜間帯などの職員が少ない時間帯を想定して作成することが重要です。誰がどこに連絡するのか、その連絡先がすぐに確認できるようになっているかも大切です。

また、避難計画に基づき、毎月1回以上の避難及び消火訓練の実施が必要です。訓練にあたって消防署に協力してもらう等、緊急時に備えた連携の機会を上手くつくることも必要です。

[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか
64-1 感染症の発生を防ぐための対策を講じている
64-2 感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている

集団生活である一時保護施設では、感染症の発生及び拡大予防のための対策を講じることが必要です。一時保護開始時に、こどもの健康状態として感染症の有無や可能性を確認したり、感染症が発生した場合には、一時的にこどもを集団から隔離し、必要な治療など行うことが必要です。

一方で、隔離された居室で過ごすことは、こどもにとっては負担が大きいものです。また、過度な感染対策はこどもの生活における様々な制限にもつながりますので注意が必要です。

[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか
65-1 一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している
65-2 こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている
65-3 こどもの私物は一時保護解除時に返還している
65-4 こども以外の者への返還は適切に行っている

No.18のとおり、こどもの私物のうち、こどもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、こどもが所持できるようにすることが基本となりますが、こどもの意向等も含めて一時保護施設で預かる私物もあります。

一時保護施設で管理する私物については、紛失等がないよう適切な管理を行うとともに、一時保護解除時に確実に返還できるよう、私物リストの作成や施設の備品や他のこどもの私物と混ざらないよう保管することが必要です。

また、こどもが一時保護施設内で私物を使う場合には、紛失等を防ぐための記名や、こどもの居室に置くなどの保管方法の工夫も必要です。

2. 施設運営計画

[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

66-1 事業計画を策定している

66-2 事業計画に基づく取組みを実施している

66-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある

66-4 策定にあたって、子どもや職員の意見を反映できる仕組みがある

一時保護施設において、職員の育成や業務改善等の様々な取組みを着実に進めていくためには、目標を立て、それを実現していくために必要な取組みを具体化し、予算をとり、スケジュールに落とし込む「計画」を作成することが大切です。

一時保護施設に関する事業計画が立てられ職員間で共有できているか、組織として実行するための体制や取組み内容が具体化されているか、実際に実行できており、翌年度の事業計画では必要な見直しが行える、そのような事業計画が策定されているかがポイントです。

また、一時保護施設として設定する目標を設定する際には、管理職だけで決めるのではなく、職員や子どもの意見も踏まえてつくられることが大切です。

[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか

67-1 自己評価を定期的に行っている

67-2 外部評価を定期的に行っている

67-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている

67-4 職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている

67-5 子どもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている

一時保護施設では、質の向上を行うための取組みが必要であり、一時保護ガイドラインでは、毎年度の自己評価と3か年毎に1回の第三者評価を行うことが求められています。

自己評価は、第三者評価の結果を踏まえて、改善状況を確認する方法や、退所時などの子どものアンケートや意見箱や子ども会議で出された子どもの意見をテーマに検討するなど、一時保護施設毎に様々な方法・工夫がされています。

また、第三者評価を上手く活用し、相談部門や主管課とともに改善につなげている一時保護施設もあります。

「変えていく」ことは、時間的にも精神的にも負担が大きいことですが、変えることで職員の負担軽減につながることもたくさんあります。職員一人ひとりの気づきを、一時保護施設をよりよい状態に変えていくエネルギーにできる仕組みと組織風土が大切です。

参考)一時保護ガイドライン

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

1 一時保護施設の設備及び運営の基本的考え方

一時保護施設の運営等に対して自己評価及び外部評価の実施し、絶えず一時保護施設の質の向上を図ることが重要である。一時

保護施設職員による 自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3か年度毎に1回 以上受審することが望ましい。また、一時保護施設設備運営基準第 34 条第1項において、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情への対応について窓口の設置等必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。同条第2項においては、苦情の公正な解決を図るために、苦 情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならないとされているところであり、例えば、社会的養護経験者や有識者等の参画を得ることが有用と考えられる。また、特に子どもからの苦情や意見については、子どもたちの中には苦情や意見を言うこと自体ためらう子どももいることから、例えば、意見箱については単純に設置するだけでなく子どもたちが意見を提出しやすい場所に設置する、意見を言うことにより不公正な処遇につながることは決してないことを職員に徹底するとともに子どもに周知する、適切にフィードバックを行う等の運用改善を図ることや、子ども会議等子どもが参画して議論する場を設けるなど、子どもたちが苦情や意見を言いやすい環境をつくっていくことが必要である。

こどもへのアンケート

いちほごしょ せいかつ
一時保護所で生活しているみなさんへ

このアンケートは、みなさんがここでの生活をどのように感じているのか、教えてください。
みなさんからお聞きした意見などは、ここでの生活が今後よくなるために必要なことを検討するために使わせてもらいます。

このアンケートはこの職員が直接見ることはないですし、だれが答えたかわからないように、名前を書かなくてよいので、あなたの素直な気持ちをきかせてください。

※あなたの名前を書く必要はありません。

※自分で回答することが難しい場合は、職員にお手伝いをしてもらって回答することもできます。（職員の方に声をかけてください）

※アンケートを書き終えたら、一緒に渡した封筒に入れて（テープをはがして封をして）職員に渡してください。

あなた自身について教えてください

問1 性別は。（○は1つだけ）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 男 | 2. 女 |
| 3. その他（ ） | 4. 答えたくない |

問2 年齢は。（このアンケートを回答した日の年齢）

歳

問3 学年は。（このアンケートを回答した日の学年）

- | | |
|------------|----------------------|
| 1. 小学（ ）年生 | 2. 中学（ ）年生 |
| 3. 高校（ ）年生 | 4. 答えたくない・高校には行っていない |

問4 ここ（一時保護所）に来た日から今日で何日目ですか。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 2週間以内 | 2. 1か月以内 |
| 3. 2か月以内 | 4. 3か月以内 |
| 5. 1年以内 | 6. 1年以上 |

ここでの生活^{せいかつ}について教^{おし}えてください

問5 ここに来^くる前^{まえ}に一^{いち}時^じ保^ほ護^ご所^{しょ}がど^{どこ}のよ^ような所^{ところ}な^なのか説^{せつ}明^{めい}されま^ましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. 覚^{おぼ}えていない 3. されな^なかつた

問6 あなたがな^なぜこ^こで生^{せい}活^{かつ}をす^することにな^なったのか、そ^その理^り由^{ゆう}を説^{せつ}明^{めい}されま^ましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. され^れたが、わ^わか^から^らな^なかつた 3. されな^なかつた

問7 こ^こに^には、だ^だい^いたい^{たい}いつ^{いつ}ま^までい^いな^なけ^けれ^れば^ばな^なら^らない^いのか、今^{いま}ど^どのよ^ような状^{じょう}況^{きょう}な^なのか、担^{たん}当^{とう}の^の人^{ひと}か^から話^わを^をさ^され^れま^ましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. され^れたが、わ^わか^から^らな^なかつた 3. されな^なかつた

問8 あなた自^じ身^{しん}のこ^これ^れま^まで^でのこ^ことや今^{こん}後^ごど^どう^うし^したい^{たい}か、職^{しょく}員^{いん}に聞^きいて^ても^もら^らえ^えま^ましたか。(○は1つだけ)

1. 聞^きいて^ても^もら^らえ^えた 2. ま^まあ^あ聞^きいて^ても^もら^らえ^えた
3. あ^あま^まり^り聞^きいて^ても^もら^らえ^えな^なかつた 4. 聞^きいて^ても^もら^らえ^えな^なかつた

問9 こ^この職^{しょく}員^{いん}や児^じ童^{どう}相^{そう}談^{だん}所^{じょ}の^の人^{ひと}か^から、「こ^こど^ども^もの^の権^{けん}利^り」に^につ^ついて説^{せつ}明^{めい}されま^ましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. され^れたが、わ^わか^から^らな^なかつた
3. されな^なかつた 4. 覚^{おぼ}えて^てい^いない

問10 こ^この職^{しょく}員^{いん}や児^じ童^{どう}相^{そう}談^{だん}所^{じょ}の^の人^{ひと}で、あ^あな^なた^たが^がな^なん^んで^でも話^わせ^せる^る人^{ひと}は^はい^いま^ます^すか。(○は1つだけ)

1. いる 2. い^いない 3. わ^わか^から^らない

問11 こ^こで^での生^{せい}活^{かつ}で、職^{しょく}員^{いん}の^の人^{ひと}に、大^{たい}切^{せつ}に^にさ^され^れて^てい^いる^ると感^{かん}じ^じる^るこ^こと^とは^はあ^あり^りま^ます^すか。(○は1つだけ)

1. よ^よく^くあ^ある 2. 少^すし^しあ^ある 3. あ^あま^まり^りな^ない 4. ま^まつ^つた^たく^くな^ない

問12 自^じ由^{ゆう}に^に過^すご^ごせ^せる^る時^じ間^{かん}は^は多^{おほ}い^いで^です^すか。(○は1つだけ)

1. 多^{おほ}い 2. ま^{おほ}あ^{おほ}多^{おほ}い
3. あ^{おほ}ま^{おほ}り^{おほ}多^{おほ}く^{おほ}な^{おほ}い 4. 多^{おほ}く^{おほ}な^{おほ}い

問13 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか。(○は1つだけ)

1. ある	2. ない
↓	
具体的などのようなこと か書いてください	

問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(○は当てはまるものすべて)

1. 外出の希望は聞いてもらえる	2. 面会の希望は聞いてもらえる
3. 電話の希望は聞いてもらえる	4. どれも希望は聞いてもらえない
5. 希望したことがない	

問15 ここから学校に通っていますか。(○は1つだけ)

1. 今まで通っていた学校に通っている
2. 今まで通っていた学校と違う学校に通っている
3. 通っていない

問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。(○は1つだけ)

1. 難しい	2. やや難しい
3. やや易しい	4. 易しい

問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。(○は1つだけ)

1. 楽しい	2. まあ楽しい
3. あまり楽しくない	4. 楽しくない

問18 食事はおいしいですか。(○は1つだけ)

1. おいしい	2. まあおいしい
3. あまりおいしくない	4. おいしくない

問19 食事の時間は楽しいですか。(○は1つだけ)

1. 楽しい	2. まあ楽しい
3. あまり楽しくない	4. 楽しくない

問20 ことでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか。

(○は1つだけ)

1. <u>嫌なことや困っていることがある</u>	2. ない
↓ 具体的にどのようなこと か書いてください	

問21 不安なことや困ったことなどがあつた時に職員に相談できましたか。(○は1つだけ)

1. できた	2. できなかった
3. 相談することがなかった	

問22 ことでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。

(○は1つだけ)

1. <u>うれしかったことがある</u>	2. ない
↓ 具体的にどのようなこと か書いてください	

問23 ことでの生活(全体をととして)はどうでしたか。(○は1つだけ)

1. よかった	2. まあよかった
3. あまりよくなかった	4. よくなかった

問24 ことでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

--

きょうりよく
ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票を封筒に入れて(テープをはがして封をしてください)、職員に渡してください。

こども家庭庁 令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
一時保護施設の第三者評価に関する調査研究
【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き
(案)

令和7年3月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
住所：大阪市北区梅田 2-5-25
電話：06-7637-1460
